昭和51年度帰国研修員巡回指導

アジア国家行政，地方行政班
巡　回　指　導　報　告　書

国際協力事業団研修事業部

RY

JICA LIBRARY
1046808[0]

ま え が き

この報告書は，国際協力事業団が実施した，国家行政コース及び地方行政コースに参加した帰国研修員に対するアフターケアの一環として，昭和５１年１１月２４日より同年１２月１０日までの１７日間タイ，ネパール，及びマレイシアに派遣した，アジア国家行政，地方行政巡回指導班の業務報告である。

本報告書により帰国研修員の母国における活動状況，当面している技術上の問題点他，両研修コースに対する要望事項等について関係各位のさらに深いご理解をいただき，今後の研修コースのあり方，アフターケア業務改善の一助となれば幸いである。

なお本指導班，派遣に際し御協力を賜わった外務省，自治省，人事院その他関係機関各位に深甚の謝意を表したい。

昭和５２年２月

研修事業部

国際協力事業団

受入月日 '84. 3.10	100
	43.1
登録No. 00107	TA

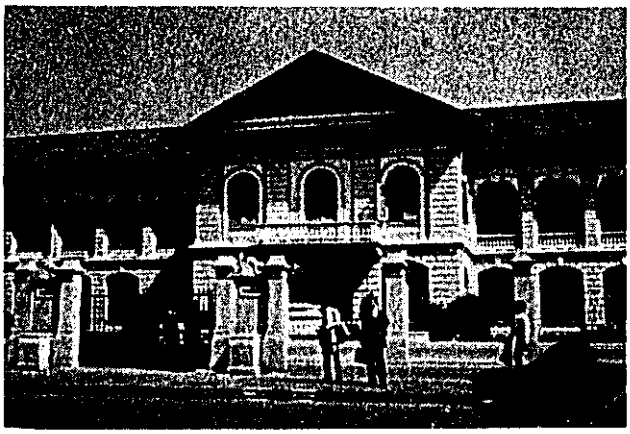

タイ内務省　本省庁舎正面玄関

タイ内務省　会議室
帰国研修員との懇談
左端より，Mr. Raewat Kanittasut
（内務省　情報課長）
池田，広田，Mrs. Nongnath
Meeprasert（タイDTEC，コロンボ
計画課，上級係官）西端

ソンクラ県知事公邸（南部タイ）
知事と指導班およびJICAバンコク
事務所　丹羽氏

ネパール
在ネパール日本大使公邸にて，
佐々木大使（右から二人目，背中向き）と帰国研修員

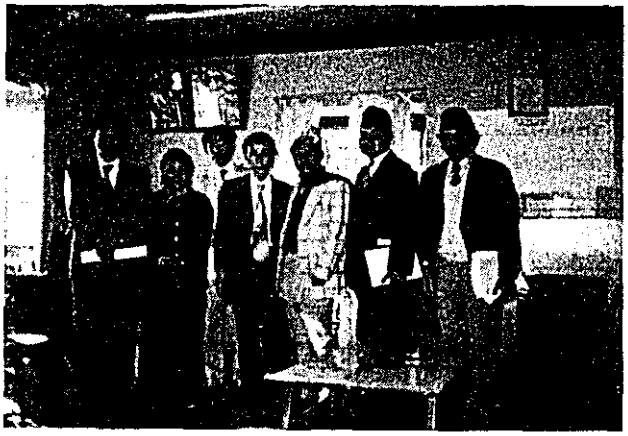

カトマンズ Panchayat Training Centreにて

カトマンズ Zonal Commissioner's Office

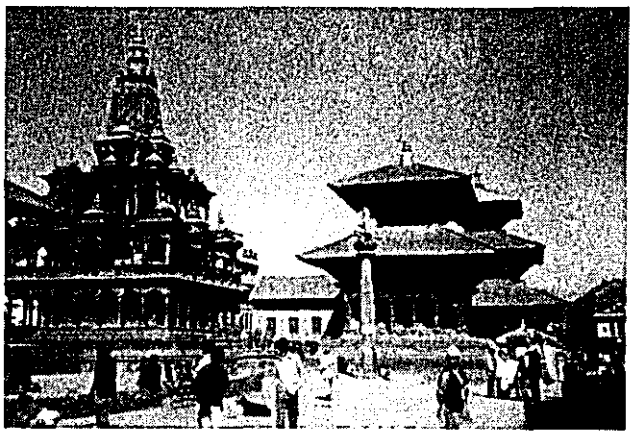

パタン市ダルバル広場
クリシュナ寺院（左端）

マレーシア
The Public Service Department
正面玄関

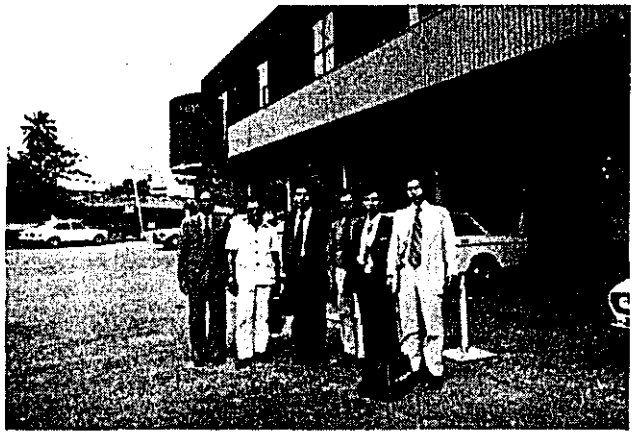

マレーシア
National Institute of Public Administration にて

目　　次

第１章　概　要 …… 1
1. 派遣の目的 …… 1
2. 派遣国及び期間 …… 1
3. 巡回指導班メンバー …… 1
4. 巡回指導班日程 …… 2
5. 調査方法 …… 5
第２章　各国別訪問先機関の現状および帰国研修員との面接調査内容 … 6
1. タ　イ …… 6
(1) Department of Technical and Economic Cooperation
－ＤＴＥＣ－ …… 6
(2) Civil Service Commission －人事委員会－ …… 10
(3) The National Institute of Development Administration
－ＮＩＤＡ，国立行政研修所－ …… 11
(4) タイ国内務省 …… 12
(5) タイの地方行政について …… 15
(6) ハチャイ市概要 …… 19
(7) 国家行政コース帰国研修員との面接調査内容 …… 21
(8) 地方行政コース帰国研修員との面接調査内容 …… 22
2. ネパール …… 22
(1) ネパール国行政組織の史的背景 …… 22
(2) Civil Service Commission －人事委員会－ …… 26
(3) Administrative Management Department
－行政管理局－ …… 27
(4) ネパールの地方行政について …… 27
(5) Central Panchayat Training Institute …… 29
(6) Zonal Commissioner's Office …… 30

(7) 国家行政コース帰国研修員との面接調査内容 …… 42
(8) 地方行政コース帰国研修員との面接調査内容 …… 43
3. マレーシア …… 43
(1) マレーシアの行政組織概要 …… 43
(2) The Public Service Commission －人事委員会－ …… 47
(3) National Institute of Public Administration
－国立行政研究所－ …… 47
(4) ペナン州行政の概要，およびバタワース郡行政について … 48
(5) 国家行政コース帰国研修員との面接調査内容 …… 53
(6) 地方行政コース帰国研修員との面接調査内容 …… 54
〔付　表〕 国別調査状況一覧表 …… 57
第3章 研修員受入事業およびフォローアップ事業の問題点と今後の
在り方について …… 58
1. 研修員受入事業の問題点と課題について …… 58
2. フォローアップ事業の問題点と課題について …… 60
〔付属資料〕 ○ Questionaire（両コース共通）
○ 国家行政・地方行政コース研修員名簿
〔あとがき〕

第1章　概　　要

1.　派遣の目的

国際協力事業団は，人事院及び自治省の協力を得て，発展途上諸国の人材育成，友好関係の増進を目的として，国家行政コースを1976 年から，地方行政コースは１９６４ 年から，それぞれ実施，運営している。

この間，両コースとも10年が経過した。

この度，本巡回指導班は，アジア地域において，帰国研修員が，比較的多く集中している，タイ・ネパール・マレーシア，の３ヶ国を訪問し，帰国研修員の所属する機関および関係機関に彼等を訪ね，その後の帰国研修員の動向，研修コース・ＪＩＣＡに対する要望，帰国研修員の当面する諸問題について意見交換を行なった。これにより，カリキュラムの再編成等をとうし，受入れ体制の整備，強化を計ることを目的とする。

2.　派遣国及び期間

・タイ，ネパール，マレーシア

・昭和５１年１１月２４日から同年１２月１０日まで（１７日間）

3.　巡回指導班メンバー

自治省自治大学校副校長

広　田　常　雄

人事院公務員研修所指導教官

池　田　喜　夫

国際協力事業団研修事業部研修第一課職員

西　端　則　夫

4. 日　程

11月24日(水)	11:15	東　京 ——→ バンコク(マニラ経由) SK984
11月25日(木)	10:00	大使館表敬訪問
		JICA事務所にて業務打合せ
	13:00	タイ内務省表敬
	18:00	タイ内務省職員との非公式懇談
11月26日(金)	9:00	The National Institute of Development Administration (NIDA) 訪問
	13:00	Department of Technical Economic Cooperation (DTEC) 訪問
	15:00	Civil Service Commission 訪問
	18:30	団長主催パーティ
11月27日(土)	休　日(バンコク)	
11月28日(日)	10:20	バンコク ——→ ソンクラ県 12:45
	14:00	ハチャイ市内視察
11月29日(月)	8:00	ソンクラ県知事表敬
	9:00	ハチャイ市庁舎訪問
	12:25	ソンクラ ——→ バンコク 14:55
11月30日(火)	13:00	バンコク ——→ カトマンズ 14:40
	16:30	ホテルに於て，日程の確認
12月 1日(水)	10:00	大使館表敬・打合せ
	13:00	外務省訪問
12月 2日(木)	10:30	Civil Service Commission 訪問
	14:00	Panchawat Training Centre 訪問

12月 3日(金)	10:30	Administrative Management Department 訪問(国家行政コース関係)
	10:30	Zonal Commissioner's Office 訪問(地方行政コース関係)
12月 4日(土)	休 日	
	18:00	団長主催懇親パーティ
12月 5日(日)	11:40	カトマンズ ——→ クアラ・ルンプール(バンコク経由) TG 312 TG 415 20:30
12月 6日(月)	10:40	大使館表敬
	12:30	JICA事務所表敬・打合せ
	14:00	The Public Service Department 訪問
12月 7日(火)	10:00	The Public Service Commission 訪問
	17:30	クアラ・ルンプール ——→ ペナン MH672 18:10
12月 8日(水)	9:35	State Secretariat 訪問 (State Government)
	13:00	Penang District Office 訪問
	16:50	ペナン ——→ クアラ・ルンプール MH125 18:10
12月 9日(金)	10:00	National Institute of Public Administration (INTAN)
	18:00	団長主催懇親パーティ
12月10日(土)	9:30	クアラ・ルンプール ——→ 東 京 MH812 21:00 (ホンコン・タイペイ経由)

＊ 時間は，全て現地時間である。

旅行経路図

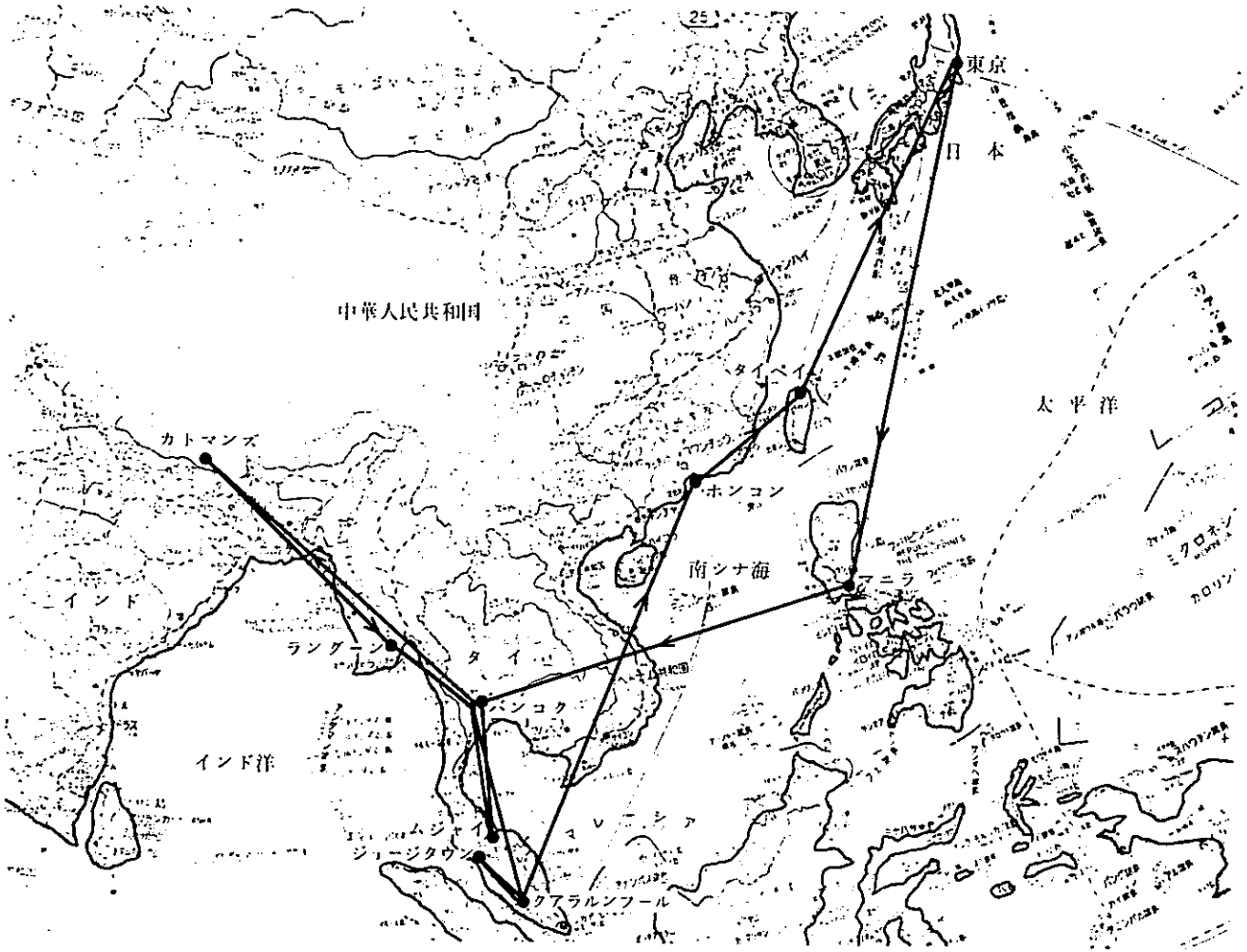
東京
日本
中華人民共和国
タイペイ
太平洋
カトマンズ
ホンコン
南シナ海
マニラ
インド
ラングーン
タイ
バンコク
インド洋
マレーシア
ジョージタウン
クアラルンプール

5. 調査の方法

指導班が日本を出発する約3週間前に訪問国の帰国研修員全員に対し，あらかじめ質問書を送付し，現地にて回収したうえで，質問事項に沿って具体的に意見交換を行った。

また，帰国研修員の属する官庁等を訪問する一方，訪問国の主要行政機関，公務員研修所等をもあわせて訪問し，行政組織，行政官をはじめとする公務員養成のシステムの理解に努めた。

第2章　各国別訪問先機関の現状および帰国研修員との面接調査内容

1. タ　イ

(1) Department of Technical and Economic Cooperation（DTEC）

a) 設立の背景

アメリカ合衆国とタイ政府の間で，1950年9月に合意をみた『経済・技術協力協約』に応えて，タイ政府に作業部会が発足した。そして，1954年に政府はTTEC（Thai Technical and Economic Cooperation Committee）を設立，自国に対する外国援助の管理・調整をその任務として，活動を本格的に開始した。1959年に至り，TTECを発展的に解消し，NEDB（National Economic Development Board）とした。1963年に，国家開発省を設立，その管轄下にくり入れられ，同時に，Departmentとなり，この時からDepartment of Technical and Economic Cooperationと呼ばれるようになった。1972年に至り，国家開発省が解散すると同時に総理府の管轄下に編入されて現在にいたる。

b) 機　構

DTECは，委員会・作業部会を除き，7課で構成されているが，主な機能は，次の4つである。① 外国の技術・経済協力の管理，② 技術援助計画に基づく設備・サーヴィスの供与，③ 外国の援助に割り当てられた資金の支払い面の管理，④ 技術協力に関する共同作業の推進に係る，外国政府とタイ政府間の調整業務

上記4つの機能に照らして，7つの課を簡単に説明すると次のようになる。

まず，the Technical Services Divisionは，主務官庁及び他の上級官庁の"政策決定"の為の計画立案・勧告をその業務とし，機能的には①と④の機能を果たす。同じく①と④の機能に関してはthe External Cooperation Division IとIIが，外国援助によるプロジ

ェクトの実施に係る交渉の調整，管理・監督を業務とする。

次に，機能②と③に関しては，Procurement and Tax Clearances Division，Project Finance Division，Project Audit Division が文字通りの業務を行なう。

最後に，Office of the Secretary はDTECの庶務・総務にあたるSectionである。

c) 経済技術援助受入れの基準

外国政府および国連をはじめとする国際機関から提供される所謂，援助に対して，タイ政府は，その全てを受け入れるということではなく，基本的には政治的配慮・外交政策によって受入れを決定するが，具体的には次の受入れ基準により，政府の開発計画と整合性を保つように配慮されている。

〔プロジェクトタイプの援助に対する基準〕

(i) 外国から提供されるプロジェクトが，政府の開発努力における中心的あるいは，二次的活動の重点と一致しなければならない。

(ii) 国内における資金・カウンターパートを中心とした援助の吸収能力が存すること。そして，海外からの援助に対する国内活動は，援助の必要性に直面した後から，始められるべきである。

(iii) 次の四点が満たされるような援助条件であるための十分な審査を必要とする。

㋑ 必要とされる財源が，国内で調達し得ないこと。

㋺ 活動計画とタームズ・オブ・レファレンスが整合性をもっていること。

㋩ 計画・活動が重複しないこと。

㋥ 外国からの投資の割合が国内のそれをうわまわること。

（それは，比較的小さい外国投資が，不必要に大きな国内投資を必要としない事を意味する。）

〔非プロジェクト・タイプの援助に対する基準〕

(i) マンパワーポリシーに照して，申し出を受けた研修分野が合目的

的であること。

(ii) 申し出を受けた研修分野の研修施設が自国内にないこと。

(iii) 次の三点について十分な審査が行なわれること。

㋑ 要請は公務員の資質向上にとって，緊急かつ真に必要なニーズであること。

㋺ 帰国研修員の処遇に対する関連性。

㋩ 研修員の資格と語学の適性。

ORGANIZATION CHART OF DTEC

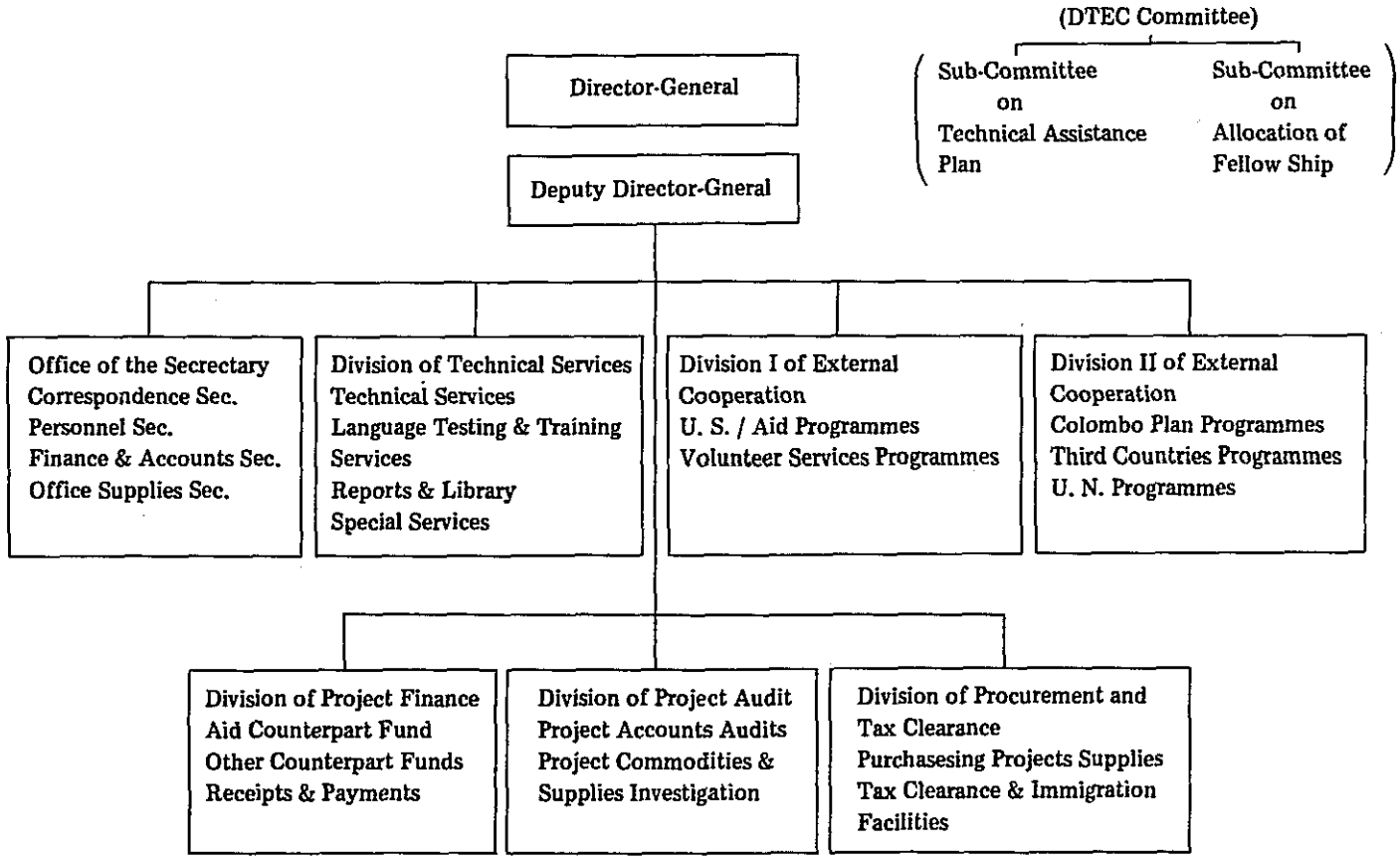

(2) Civil Service Commission －人事委員会－

タイ国の人事委員会は1951年公務員法に基づいて設立された。同委員会は首相を委員長，副首相を副委員長及び公務経歴をもつ乃至7人の有識者を委員（任期2年）として構成されている。人事委員会の機能は総合関係業務を大蔵省が所管することを除けば我が国の人事院とほゞ同様の機能を行っているとみてよい。既ち公務員に関する規則，基準の作成，採用試験の実施，官職の分類，公務員の苦情処理等がそれである。各省庁及び各県単位に人事小委員会が設けられており，採用試験の実施機関の長に対する人事顧問業務などの特定分野の業務を遂行していることが特異な点である。また教育職，法務職にはそれぞれ別個の人事委員会が設けられているので大まかに言えば，当人事委員会の所掌範囲は一般職の国家公務員ということになる。

一般職の俸給表は次の11等級からなる。

等級	職　名
1	Tunior Clerk
2	Senior Clerk
3	Section Officer
4	Section Chief
5	Large Section Chief
6	Bureau Director
7	Large Division or Bureau Director
8	Large Bureau Director or Specialist
9	Deputy Director-General
10	Director-General
11	Under-Secretary of State

高卒は2等級，大卒は3等級に採用されることになっている。ちなみに人事委員会事務総長は11等級に格付されている。

次に当委員会の事務局について簡単に触れてみたい。

事務局は8局から構成され，その職員数は600名である。

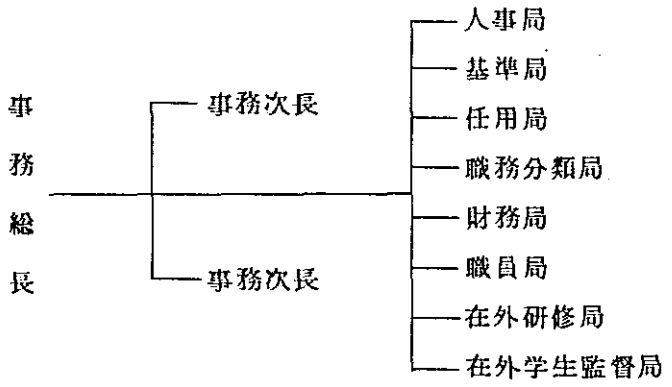

組織で目につくのは留学生に対する監督を当委員会の所掌業務としていることで，私費留学生を含め6,000人の留学生（1976年10現在）がこの統制下に入っている。

(3) The National Institute of Development Administration
－NIDA，国立行政研修所－

当研修所はバンコク東北約25 kmの田園地帯に所在しているが，大学局管轄下の大学と同格の高等教育を担当する機関として1966年4月に発足したものであり，職員数110名，学生数700名を容するタイ国における唯一の学卒者を対象とした全日制の研修機関である。主な研修コースは行政管理，事務管理，統計および経済計画の4つであって，コースの修了者に対しては学位が授与されることになっている。当研修所はまた，経済，社会および法律に関する分野での行政機関の活動に関連の深い種々の調査研究を実施している。従って当研修所の性格は，政府職員の研修機関のみでなく，公団又は私企業に属する職員に対する研修機能をも果していると考えるのが妥当であろう。

政府職員に関係の深い行政管理の研修カリキュラムは1.行政及び組織づくり，2.財政及び物品管理，3.地方行政，4.計画実施手続であって，中央又は地方政府の行政官を対象として設計されている。

当研修所は米国のフォード財団から顧問団の派遣，教官に対するフェローシップの授与あるいは研修施設・機材の寄贈等多大の援助を受けており仲々立派な研修所であるという印象をうけた。たゞ都心から離れた田園地帯にあるにも拘らず寄宿施設がなく，研修生はバス通勤している現状から考えるとまだ改善の余地があると思われた。

研修所の組織は次の通りである。

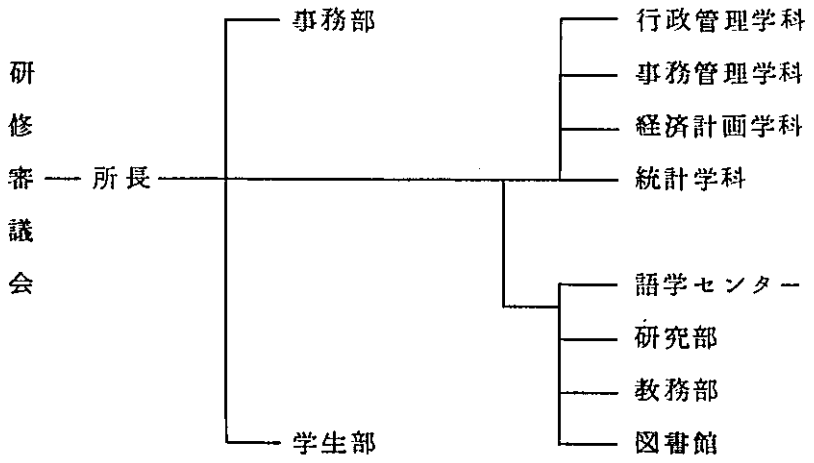

(4) タイ国内務省

内務省は，戦前の日本の内務省を想起されると理解しやすいと思われるが，タイ政府の中においても中心的意味あいをもつ重要な省の一つであり，その起源は，アユタヤ王朝治下の重要な四省の一つである，自治局（ The Home Affair Department ）にさかのぼる。この自治局は，行政一般，公共の秩序の推持，犯罪の防止・取締り，そして，営造物建設の管理を担当していた。そして，こうした統治制度は，政府の構造が次第に改良されていく中で，幾つかの修正を伴ないながら，1488年に，ヤトサダム制度（ the Jatusadom system ）として成立し，チュラロンコーン国王治世迄続くのであった。

この自治局が，内務省（ The Ministry of Interior）の名称で設立

されるのは，1892年4月1日で，同時に他の11省も設立された。その後同省は，急激にその機構を拡大していったのである。

現在，同省の所掌・管理する行政の分野は，下記のとおりである。

①一般行政（首都および地方県），②公共の秩序推持，③生活困窮者援助救済計画の実施，④公共の福祉増進，⑤国土計画，⑥検察および矯正

これらは，行政，都市計画，地方道建設，公益事業等に関して，地方政府および市町村当局を直接管理・指揮し，以下の具体的な活動を行なうこととしている。

- 社会開発計画を推進すること
- 国　防
- 人口統計
- 総選挙の管理
- 犯罪防止の為の警察権の推持
- 法律の制定
- 消防活動
- 密輸の防止とハイウェイ・国境警備

また，同省は，検察事務を管理し，また，訴訟に際しては法廷において，全ての国家機関を代表する。同時に，監獄，矯正所の運営と，囚人に対する矯正計画の実施を担当する。

その他，福祉の増進，困窮者保護，土地問題，人材養成，雇用問題等を担当し，内務省の下に各担当分野毎にDepartmentあるいはOfficeを構成している。現在，9つのDepartmentと5つのOfficeをかかえ，このDepartmentは，我が国の感覚では，「庁」くらいの規模を有しているとみてさしつかえないだろう。

ORGANIZATION CHART OF MINISTRY OF INTERIOR

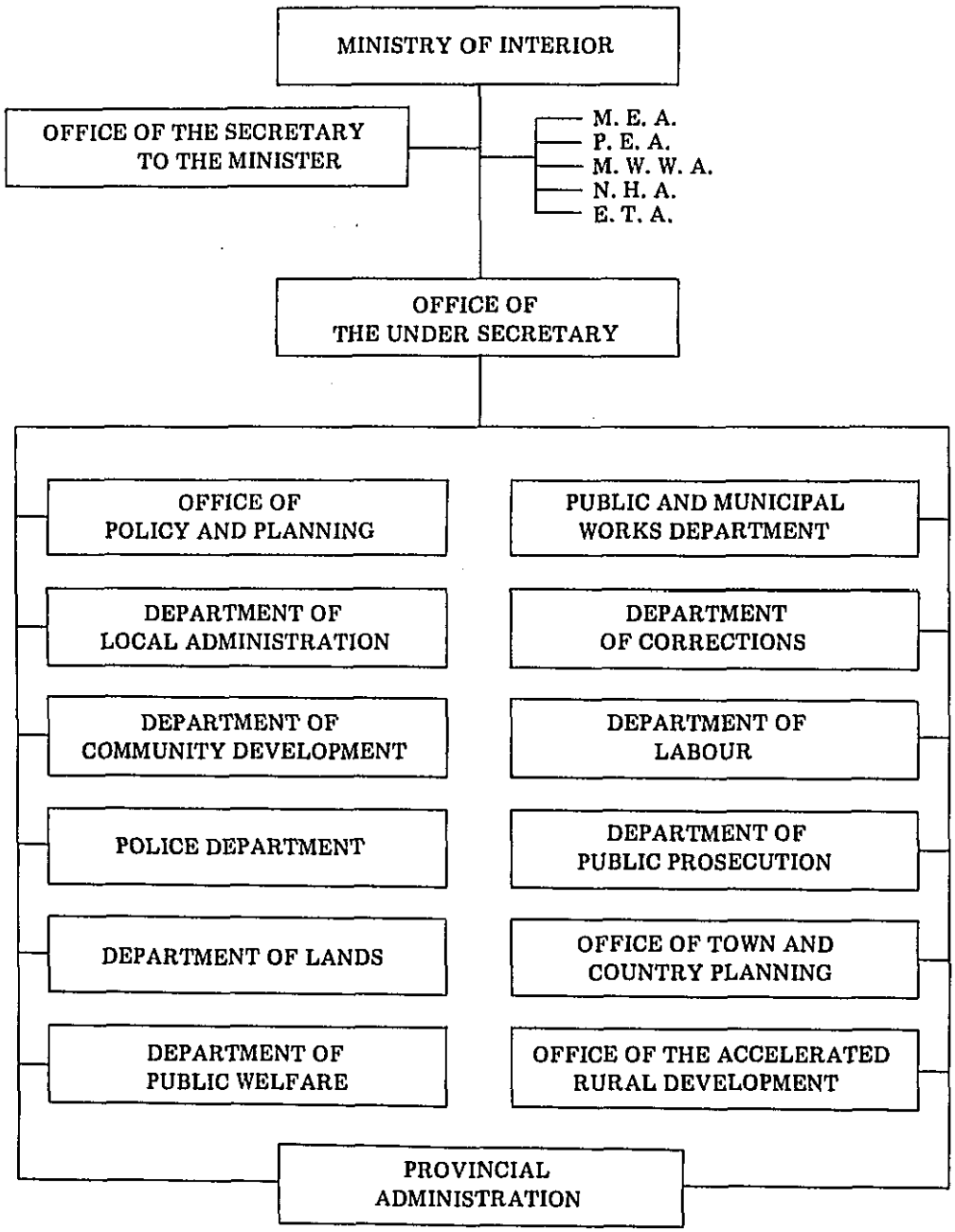

(5) タイの地方行政について

国土の総面積は514,000 km^2で日本は370,000km^2であるから約1.4倍にあたる。

人口は74年12月現在4,133万人，人口増加率年間3％（我国は1％，世界的には2％）で極めて高い。首都バンコクはその1割にあたる412万人となっている。

宗教等は人口の94％が小乗仏教徒といわれ，成人男子は短期間剃髪して仏門に入る。

（地方制度） 全国は地方行政管区に区分され，71県に分かれている。バンコック首都圏の400万人のような例外を除いて，一県平均人口は50～60万人程度であり，更に郡が533（平均人口7～8万人）村が約4800（平均人口7～8万人）字が約51,000（平均人口700～800人）ある。県には知事を郡には郡長を中央から派遣している。村は自然発生的なものであり，各字の長（住民から選出される）の互意により字長の中からえらばれ，知事と郡長の指揮の下に村内の治安を維持し，公共の福祉に配慮する責任をもっている。以上の組織はタイの地方統治機構であって，いわゆる地方自治体ではない。

自治体は内務省が必要と認めたところに創設するが，その数は極めて少なく，全国の国家行政の地図の中に点々と虫喰い状に散在している形となっている。なお内務省としては，衛生区約600，村当局約50 というように，将来地方自治体である「町自治体」に昇格しうる。自治能力の養成を図ることを目的とした制度（準自治体）を出来るだけ普及することにつとめているのが現状であるが，ここではその制度の内容は省略する。

県 内務省の下に71の県がおかれ県には閣議決定により任命される知事と内務省の任命による副知事がいる。県のスタッフは内務省地方行政局を代表する「行政官僚」と内務省警務局出身の「警察官僚」，他の省を代表する「技術官僚」の三グループに分けられる。各グループ代表の高級

官史は県評議会を構成し知事が議長となる。知事は評議会の援けを受けて県政を行う。

「技術官僚」は他省の出身であるが，内閣における内務省の権限が絶大であり，発言力も強いため，一般的に知事，副知事の統制には支障はないということである。

知事は中央政府の指揮により行政を行い，県下の治安維持の責任を持っている。公衆道徳の昂揚，県民の指導教化，生活環境と福祉の向上を図ることがその主たる任務である。さらに管下の「市町村自治体」の行政について内務大臣に対して責任をおっている。そのため市町村を監督し，市町村議会の議決を変更させる権限ももっている。

県政府　県政府は国と独立の法人格を持つ地方自治体で，一室の自治権を持ち，郡を選挙区とする5年任期で選出される議員からなる県議会がある。知事は自治体である県政府の長であり，二重の性格を持っている。県政府自体は知事が官選であり種々の制限があって自治体としては極めて弱い。

郡　各県は平均7つ位の郡に分けられ，郡長が置かれる。郡長は，内務省地方行政局を通して中央政府により任命される幹部候補生のポストである。郡にも各省の代表者で構成する郡評議会があり，大きな郡では警察，教員，農業，保健衛生，徴兵，徴税の事務が行われる。郡長は知事に対して行政の責任を負う。

（自治体）　自治体は前述したように内務省によって人口稠密な地域で税源のある所に創設される。特別市自治体は人口5万人以上，人口密度1㎢当り3000人以上のところで，現在の三市である。市自治体は同条件で人口1万人以上のところと，県庁所在地となっていて82市である。町自治体は特定の要件なしに中央政府の意向により随時設定され35町ある。特別市，市町自治体は町12名，市18名，特別市，市24名の任期5年の選挙された議員からなる議会を持っている。議会から市長と助役と行政の執行にあたる行政委員会が選ばれる（議院内閣制的な組織

である。)。市町村長，助役及び行政委員等は，その就任に知事の承認を要する。知事はその拒否権も罷免権も持っている。助役の下に職業的公務員である事務長（City clerk，town clerk）がいて行政を行うが，それらには内務省幹部候補生が配属されることが多い。

町自治体の行政事務は，公共秩序の維持，道路水道の維持，伝染病の予防，教育職業訓練など，市自治体では飲料水道と公設屠殺場の設定，特別自治体になると更に母子福祉や公衆衛生サービスの実施が義務づけられる。その他，任意にやれる行政としては医療機関の設置，港湾，渡船，公園，動物園の維持，公営企業の経営などがある。

11月28日，日曜日に地方の行政の一端を実地に見る目的でハジャイに向い，ソンクラ県で一泊することとなったが，南部のその地方は数週間に及ぶ降雨のため水田は冠水し家屋は浸水し，道路は川の状態と化し死者の出たことが報道されていた。空港に出迎えて下さったハジャイの市長の案内で昼食をとった後，ソンクラの知事公邸に向ったが，知事はその日首相が被害地視察に来県されていたため多忙で会うことができず，その日の午後はソンクラ県のサミラビーチのサミラホテルでゆっくり休養をとることとなった。

その夜，同行してくれたラエワット氏の内務省の6年先輩だという隣県スラタニーの副知事ソムサック氏と偶然知りあった。

スラタニー県は人口約60万人，タイで10番目に人口の多い県で氏は南部の県の副知事から北部の知事を経て最近赴任してきたばかりだといっていた。次に転勤させられるとすると内務省の局次長か首相府のInspector（審議官クラス）だろうとのことであった。彼は極めて活動的で見知らぬ旅行者であるフロイラインに気軽に話しかけ，ダンスをし我々の仲間に紹じ入れたり，バンドに命じて自分の18番を披露したりして夜更けまでたのしく過すことができた。

翌日はソンクラ県知事公邸を再び訪れ表敬訪問をしたが，首相が来県中で多忙そうであったので早々に辞してハチャイの市役所に向った。

タイの地方行政組織図

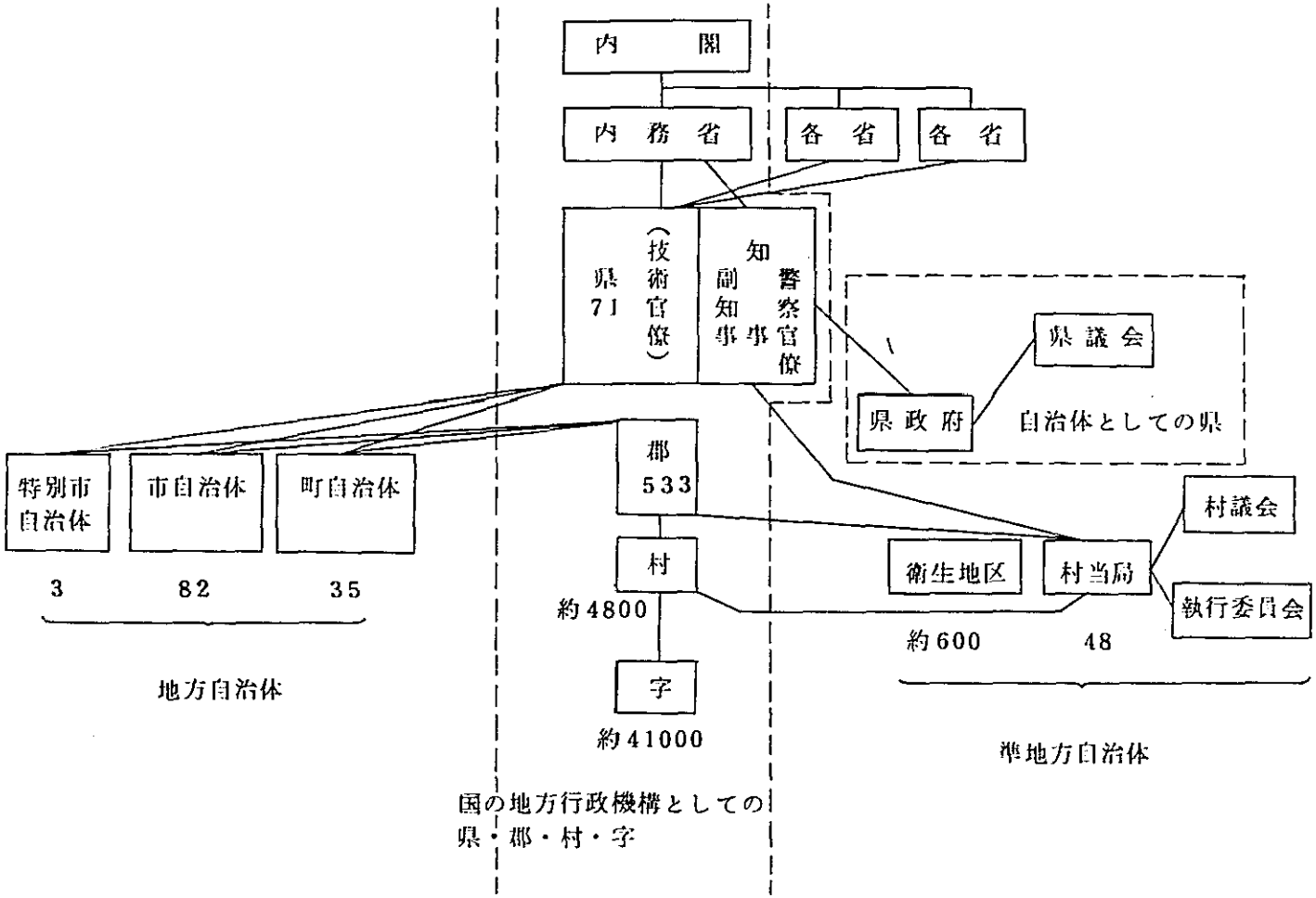
内　閣
内務省
各省
各省
県
71
（技術官僚）
知事
副知事
警察官僚
県議会
県政府
自治体としての県
特別市自治体
市自治体
町自治体
3
82
35
地方自治体
郡
533
村
約4800
字
約41000
国の地方行政機構としての県・郡・村・字
衛生地区
村当局
村議会
執行委員会
約600
48
準地方自治体

(6) ハチャイ市概要

ハチャイ市の二階で行政機構の話を聞いた。

そこで市幹部全員（20人）の紹介が助役により行われた。本市は1935年から市制となっており，当時人口6万人，総面積8 mile^{2}であったが現在週辺を合併し21mile^{2}で市民権を有する人口10万人，市民権を持たない人口10万人を持つ市となっているとのことであった。

市議会，市長，助役，執行委員会については上述のとおりで，その就任には知事の承認を要する。

職員は222人，臨時300人ということであり，日本の市町村の$\frac{1}{4}$程であった。仕事については上述の市自治体のとおりであるが，チャートにより具体的に説明を受けた。またこの市では公営企業として公益質屋を行っているとのことであった。

市の才入は46億バーツ，才出は45億バーツでこれも日本の同様の市の$\frac{1}{5}$程度と考えられる。（物価を考えると決して内容の悪い財政ではないと思われる。）

ハチャイ市組織図

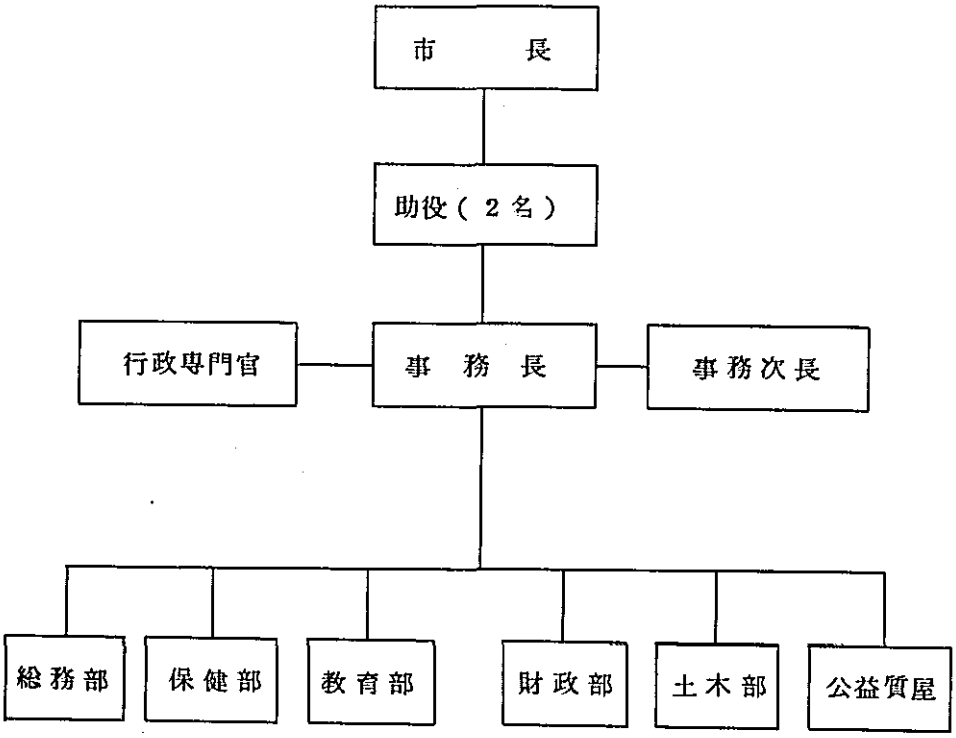

(7) 国家行政コース帰国研修員との面接調査内容

・ 11月25日(木) 午後1時

・ タイ内務省会議室にて

タイ内務省情報課長Mr. Raewat（1975年度，国家行政コース研修員）を訪ねた。帰国研修員との懇談に先だち，内務省事務次官Mr. Chalaw, 局長Mr. Pairojに表敬

続いて，帰国研修員と懇談，コース運営に関して，Management, Cordinationは非常に良く，何んのトラブルもなく，日本滞在をenjoyできたとのことで講義については，

非常によい	Lecture	20～30％
普通	〃	40％
よくない	〃	20～30％

又，本コースのon-the-Spot-Studyは非常に効果的であった。Mrs. Nongnatはon—the—Spot－Studyに外務省とOTCAを選んだが期待したstudyingにはならなかった。（彼女は，JICAと類似する機関DTECに勤務し，JICA－旧OTCA－の受入れ，派遣業務の研究を試みた）

Cordinationについては通訳がない方がよい。

After Careについて

○資料等の送付は定期的に，しかも確実に行って欲しい。特に，他の先進国と比較する時，日本の場合のそれは，失望するものがある。一度，出来たCommunicationは存続させるべきであろう）

○3年毎位に，Evaluation Courseを設置し，研修そのもの，研修後の各研修員の受けたimpact等を話し合い，併せて，近隣諸国との友好連帯関係を深めたい。

場所は，東京がいいが，必ずしも東京でなくても良い。期間は1～2週間位。

○本コースをSenior CourseとJunior Courseに分け，前者は，1ヶ

月半位，後者は，3～4ヶ月位にして実施して欲しい。何故なら，本コースは，タイにとっては，或る程度重要なコースとなっており，それがため，研修員はいきおい，中堅以上となってくる。彼ら中堅以上（本省庁の課長以上）の人達は，非常に多忙で長期間，本国を留守に出来ないという事情があるためである。

(8) 地方行政コース帰国研修員との面接調査内容

帰国研修員には11名中4名しか会うことができなかった。派遣研修員は，地方勤務の者が大部分であり，戒厳令下でもあるので，ことに治安の悪い国境地域の勤務者はそれぞれ要職にあるため勤務地から離れることができないとのことであった。4名はバンコク週辺の市に配属されていたので出席できたが，うち1名はその日のうち住地に帰り翌々日の夕食会には出席できなかった。質問書の回収は2枚であった。

研修そのものについては，それぞれ高く評価し現在の職務に大いに役立っているとしている。期間については3ヶ月を適当とし，再研修については2年目毎と希望するものが1名あった。又，英文の資料（公共土木，公園，港湾，環境衛生等市行政に関係あるものすべて）を送ってほしいとのことであった。カリキュラムについては，見学旅行を拡充することと，課目として税制公害対策，住宅，交通体係等多くの要望があり，自治大学でも今期から彼等の希望を入れた課目を準備中である。

短期間であったが，彼等の生の要望を聞き，極めて有益であったので，我々のサイドで出来ることはできるだけ取り入れるようにしていくつもりである。

2. ネパール

(1) ネパール国行政組織の史的背景

18世紀に至るまで39の小王国が割拠していたネパールでは，ラジプート王家が1769年これらの王国を従えグルカ王朝を樹立カトマンズ渓

谷を支配し，今日のネパール王国の基礎をきづいた。

1814年グルカ戦争の結果，英国に敗れ1816年領土を割譲し英国の支配下に入ることゝなった。この時代の王位継承は一般に未成年者に移譲されその母が摂政となる体制がとられており，摂政が国事にうとい結果，外国の恣意に動かされることが多かった。1845年，ラナー族がクーデターを起こし国内を平定，長老のジャンバハダーが首相となり，ラナー族はこの後1951年まで政治の実権を握った。（我が国の徳川幕府と対比される。）ラナー時代は行政部局の機能も極めて小規模なものであって，必要に応じて無計画的に設けられ，業務の及ぶ範囲もカトマンズ渓谷に限定されており，殆んどの部局は地方出先機関をもっていなかった。行政部局の権限，業務範囲等を規定する一連の法規則が存在していたが，これは初代首相たるジャンバハダーが英国より帰朝の後，作成したものであった。（彼は国外に出かけた最初の人物といわれる。）

これらの法規則は後継者により修正，補完され，あるものは廃止されたが，当初の立法の精神はそのまゝ継承された。

1951年の王制復古によってラナ族支配は終りをつげ，ネパールは立憲王国となったが，行政組織を規定する法規則の改変は形式にとどまり，従来の行政部局の権限をそのまま受け継いで，新設省庁が設けられたというのが実態であって，職員もそのまゝ移動したに過ぎなかった。王制復古の進展に伴ない，こうしたラナ族専制統治時代の事物は除々に改変されることになるが，人事委員会の創設もこの一端の表われといってよく，旧職員を研修し方向づけることによって新制度の下で創設された官職に配置することは可能性もうすく，又望ましくもなく広く人材を登用したいと望んだ結果であるといわれている。さらにまた，新政府ではインド政府に対し専門家の派遣を要請し，行政組織の再編成に着手し，この結果16の省庁が設けられた。

その後系統的徹底的に行政を再編成する作業が開始され，首相を長とし，各省次官を委員とする行政改革委員会が設置され，1956年には

国家公務員法が制定され，またこの委員会の勧告をうけてO＆M部局（我が国の行政管理庁に相当する。）が新設された。この公務員法によって行政職，外務職等の職掌が規定されることとなり，また既存の省庁は再編成されて13省（現在は14省）となった。

さて，マヘンドラ国王は1959年初頭国会開設の詔書を発し，同年2月初の選挙が行われ政党内閣が成立したが，政党政治出現については時機尚早のきらいがあり，汚職の横行，国会の恣意による無秩序な行政機構の改廃がみられたため，翌1960年12月国王は命を発して国会を解散させ，国王による親政が行われることとなった。

国王親政に伴い，国王を輔弼する機関として閣僚会議が設けられ，1962年12月には新憲法が公布され，議会制度は完全に廃止され，部落の長老を選挙で選ぶ評議会制（パンチャヤト）が採用された。

パンチャヤトを理解するには1960年12月26日国王が発した次の布告が参考となろう。既ち，「パンチャヤトは民主主義の基礎である。上から支えられた民主主義は経験の示すようにこの国にとって不適当であると判明した。我々は基礎から煉瓦を一枚づゝ積み上げるように徐々にデモクラシーを打ち立てていかねばならない。行政のすべてのレベルに大衆を参加させ，わが国のかかえる問題に積極的な興味を持たせて大衆の意識向上をはかり地方を発展させることがパンチャヤトの精神である。従って大衆に新しい自覚をうながすという我々の目的貫遂のため，従来の政党人にあらゆる段階で参加してもらうことが我々の希望であり，またそうある筈と確信するものである。」

現憲法は，議会制度の廃止とパンチャヤト導入の原理に基づいて起草されており，一院制の立法府（National Panchayat）閣僚会議及び最高裁判所がこれによって定められている。

ちなみに現在の政府機構は次の通りである。

国の機関

- 最高裁判所
- 法制審議会
- 司法機関人事委員会
- 検察庁
- 会計検査院
- 首相及び閣僚会議*
- 国防会議
- 人事委員会
- 選挙委員会
- 教育委員会
- 企画委員会
- 全国パンチャヤト

*首相及び閣僚会議

- 外務省
- 法務省
- 厚生省
- 防衛省
- 水資源省
- 国土省
- 内務省
- 農業省
- 通商産業省
- 大蔵省
- 建設運輸省
- 郵政省
- 林野省
- 文部省
- 行政管理庁
- 企画庁

(2) Civil Service Commission －人事委員会－

ネパール国の人事委員会は中国の試験制度と英国の行政組織を参考として1951年国家行政組織法に基づいて設置された。当委員会は委員長1名，委員4名（任期6年）でもって構成されている。人事委員会の所管業務は

1. 公務に関連する規則基準の作成
2. 公務員の採用又は分限に関する事項
3. 昇任試験に関する事項
4. 公団職員に対する任用及び勤務条件基準の作成

であって任用関係に業務が限定されているようである。

ネパールの人事委員会では昇任試験を実施しているが，執行職（Gazetted Post）以上の官職の25％がこの対象となり，数日にわたる試験が行われている模様である。また昇任試験委員会が設けられており，昇任候補者名簿に登載されなかった職員からの苦情を処理することになっている。この委員会は人事委員会の委員長を長とし，人事委員会委員，大学教授，関係各省事務次官によって構成されている。

人事委員会事務局は4部4地方事務所から構成されており，その職員数は520名（本部は240名）である。

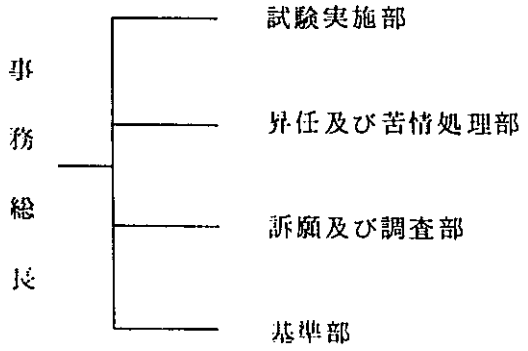

なお，訴願及び調査部は1970年，昇任及び苦情処理部は1973年に新設されたものである。

一般職の俸給表は次の8等級からなる。

等　級	
1	Office Boy
2	Junior Clerk
3	Head Clerk
4	Assistant Section Officer
5	Section Officer
6	Under Secretary
7	Joint Secretary
8	Secretary

中卒は2等級，高卒は3等級そして大卒は5等級に採用されることになっている

(3) Administrative Management Department　－行政管理局－

ネパールにおけるスカラーシップの窓口機関である行政管理局を表敬訪問した。当局は1969年4月設立された機関であって，公務員の研修，人事記録の保管，法規則の運用解決および行政組織の改革に関する業務を所管している。当局が担当する研修は，中央政府に属する職員の初任者研修及び職場研修であって書記職に対しては行政補助業務とタイプについて研修が行われ（1ヵ月研修），執行職に対しては開発計画と行政事務一般について研修が行われている（3ヵ月研修）。

なお1975年～6年の研修予定者数は執行職800人，書記職2,700人となっている。

(4) ネパールの地方行政について

面積は約140,000km^2であり，我国は370,000km^2であるから我国の約4割で，北海道の二倍程度である。地形は東西800km，南北200km，北にヒマラヤ山脈がつらなり，カトマンズは標高1,450mの盆地にあるため，北緯28度

（奄美大島附近）にありながら年中気候はいい。人口は約1250万（75年推定）でカトマンズ盆地は約100万と云われカトマンズ市は25万といわれる。

教育は遅れており，識字率は12％程度と推定され，小学校は6才から10才の5年制でその生徒数47万から考えその世代の人口を概算すると，恐らく就学率は30％程度と推定され，今後とも地方行政の困難な一因をなすと思われる。

民族はアーリヤ系，インド系の各カーストシェルパ族を含むモンゴロイト系の各種があり，小学校では国語であるネパール語で教えているが家庭ではそれぞれの種族の言葉を使う（ネワール語，ヒンデイ語等）。また高等教育は大部分英語で行われている。

宗教は人口の大半はヒンズー教を信じているが釈迦の生誕地でもあるので仏教もこれについで盛んである。

（国家行政）　1769年に成立したグルカ王朝は1846年ラナー族に実権を奪われ，ラナ家族が歴代首相となりその独裁体制下にあったが1951年グルカ王朝第8代の国王がこれを打倒して，王政復古を図り，以来立憲君主制ではあるが憲法は数次改正され，国王親政をより強める体制をとってきている。現国王は10代ビレンドラ国王であり72年即位75年2月戴冠式が行なわれている。

国会（国家 Panchayat －国家評議会）の構成は Town Panchayat, Village Panchayat, District Panchayatと順次代議員が選出され，ピラミッド型になり最終的なNational Panchayatは選出議員112名（80％）と国王指名議員23名（20％）との135名からなり任期は4年である。

国王は行政権を親政し，また内閣を通じて行使する。

内閣は6名の閣内相と5名の閣外相，数名の閣僚補佐からなる。

（地方制度）　内務及び Panchayat 省の下に14のZone（州）に分けられ（平均人口90万弱），国王の任命による州知事（Zonal Commissi-

oner) が行政を司る。その下は75のDistrict（郡）（平均人口16万余）に分けられ，各Districtには選挙された人で構成されるPanchayat（議会でもあり，執行権ももつ評議会の如きもの）と政府任命のDistrict Officerによって行われる行政とが併列している。

（別添の点線の右は政府任命の官吏により行われる官治行政であり，左側はパンチャヤト（地方団体）行政であるが，主なスタッフは有資格者である行政専門家が任命されている。）

Districtの下にはTown PanchayatとVillage Panchayatがあわせて3700ある（平均人口400 人弱で日本流に云うと「字」程度の規模にあたる。）

72年に派遣された研修員のうち一名はChief District Officer，一名はDistrict Panchayat Develoment Officerであったが，現在それぞれ内務省の研修部長と計画部長になっている。

（資料1内務省組織図参照）

14州の一つであるバトマティzone（カトマンズを含む）のZonal Officeをたずね知事と，副知事にお会いして話をうかがう機会をえたので，その概略を記しておく。恐らく他の州の組織や行政内容も殆んど同様のものだと思われる。

(5) Central Panchayat Training Institute

（ここではPanchayatは地方行政組織体の意味につかわれている。）

全国を東，西，北，中央部の四つの開発地域に分け，それぞれ男女専用の二つのTraining InstituteがありDistrictの職員はここで研修をうける。我々が訪問したのはその一つである中央部のそれであり，カトマンズの郊外にあった。

建物は旧ラナ家の別荘であり古いため内部は相当いたんでいたが，外観は立派なものであった。

ここでは地域開発に参加する政府職員や現地指導者を訓練する。彼等の役割は人々に生きるに値する生活をする方法を教え，国の重要な政策

となっていることを推進するために人々とともに働くことを訓練する。合宿形式の一般研修で500人を収容することができる。職員は教官9名補佐官5名で所長，次長に当るSenior Instructorはそれぞれ Dr. Dwrika Nath Dhungel と Dr. Tulsa Narayan Shrestha の両博士であった。

現在行われている高等研修は Instructor Seminar 10日間115名，Instructor Training 2ヵ月17名，社会科学者（大学教授）研修5日85名，各州の局長研修5日25名，郡長官（Chief District Officer）3カ月。次いで隣の婦人研修所を見学させてもらった。（この建物も又ラナ家のものであった。文盲の住民を対象に生活改善を指導するグループの指導者達を研修している教室（恐らく我国ではケースワーカーか保健婦にあたるか？）では生水を飲まないように川の水を薪で沸かして飲むことを教えるための数枚の絵のパネルが展示されていたし，又別の教室では農山村の家庭の人々の手に職をつけさせるために中間的な指導者になる人達であるDistrict Officeの職員にミシンの使用法を教えていた。（そのミシンは日本製とインド製であった。）

識字率の問題と一人当り国民所得100ドルという貧しさのもつ地方行政に対する重みをいたい程感じさせられたものである。

なおここで頂いた「活動計画」を参考に添付しておく。（資料Ⅱ）。

(6) Zonal Commissioners Office

パトマディ Zonal Office は14州の一つであるパトマディ Zone を所管し，8つのDistrictを管轄する。州知事（Commissioner）は国王の任命であり，知事の下に2名の副知事（Jonint Commissioner）と2名の知事補佐（Assistant Commissioner）からなる 1st Class Offierの4名と2nd Class，3rd Class Officer 11名がいる。以上15名はRegistered（又はGazetted）Officerであり，この15名は政府が任命する。その他Non-registered Officerの数は約150人である。Zonal Officerはzone 内の治安の維持に当るとともに諸種の国

家行政を行う。また8つのDistrict の行政の指導・監督・統轄を行う。

Zonel Office の8つのDistrict にはそれぞれDistrict Office が設けられており，そこのDistrict Panchayat とDistrict Officeとは同列とされていて行政分野を区分しているが，Panchayat も住民に対するとともにZonal Office に対し行政の責任を負うこととされている。その行政内容は地区組織図（資料Ⅲ）の各課に示しておくのでここでは省略する。

このOffice に行ったのは11時であるがその時間があまりに中途半端なので9時又は10時に変更を申し入れたが聞き入れられなかった。後でわかったことであるが，Office の勤務時間が10時から4時までであるため，他の職員のことを考えると知事，副知事に会うのは11時が最も適当であるとのことであった。また彼等の大部分は1時間から2時間の徒歩通勤をしてくるとのことであった。（帰国研修員である本省課長，部長クラスでも車やホンダのバイクを持っているのはそう多くはなかった。）

さらに彼等の食習慣が二食（その他軽食が二回）で昼休みという考え方も制度もないことにもあとで気がついた。知らない国で行動をとるに際して，予備知識の不足と日本的発想による行動を充分に反省させられたことであった。

資料 I

内務省組織図

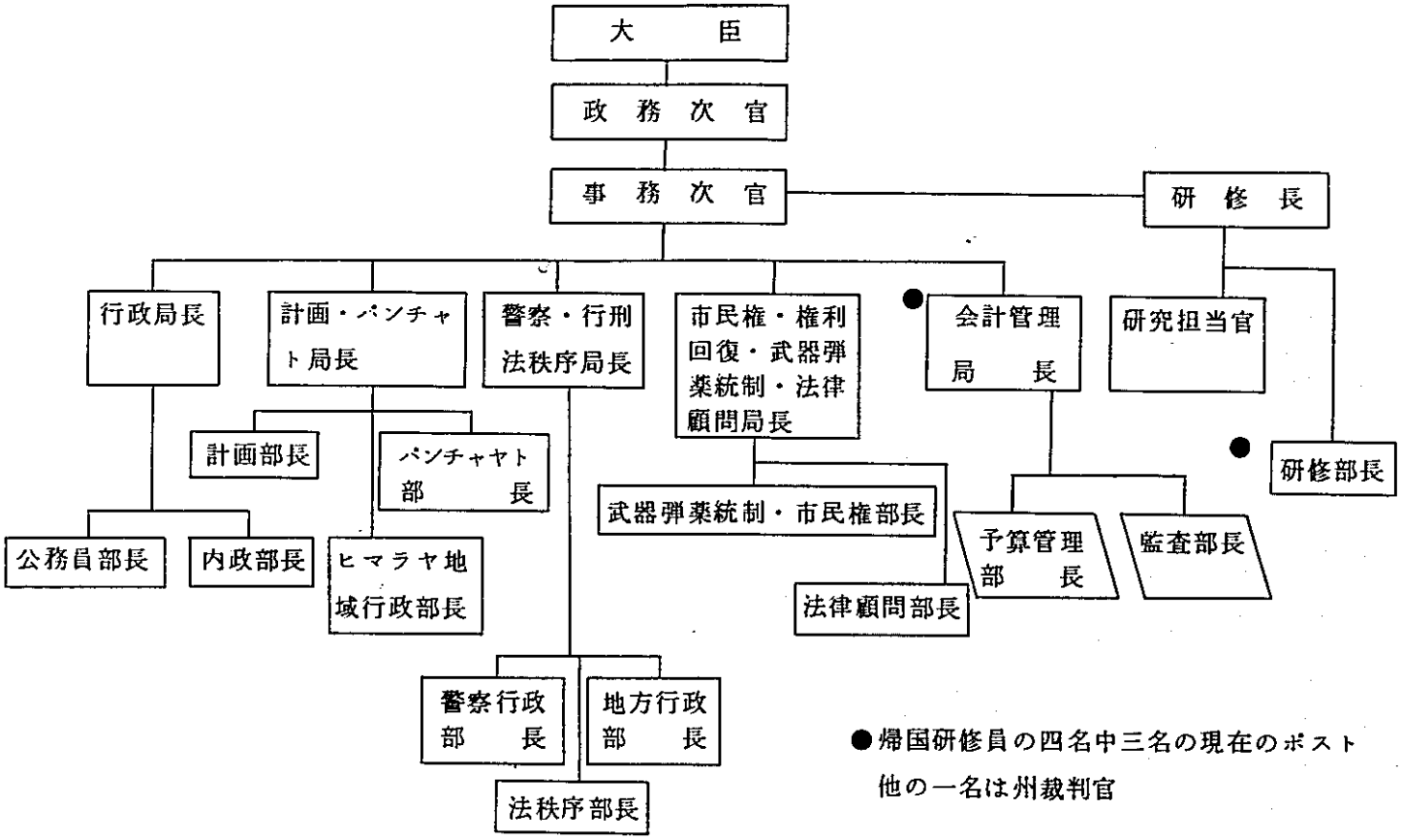

●帰国研修員の四名中三名の現在のポスト
他の一名は州裁判官

資料Ⅱ

中央パンチャヤト研修所

活動計画

パンチャヤト開発研修センター・ビカス・サミティの第65会議により承認

内務ーパンチャヤト省，シンガ，ドルバル，カトマンズ，ネパール

中央パンチャヤト研修所

1. 設置の理論的根拠

ここ数年間，パンチャヤトについての調査研究を推進する国家レベルの機関の設立が期待されてきたのには，２つの事情があった。

パンチャヤトシステムは階層状の構造になっており，政党が存在しないという特徴をもっているが，このシステムは，次のような顕著な特徴をもつ政治過程を想定している。その特徴とは，選ぶ者と選ばれる者の同一性，村落共同体におけるイデオロギー的な紛争の回避，政治的リーダーシップに伴うものとしての個人的なメリットと責任感覚の養成，および，村落共同体の社会経済的発展を加速するのに役立つ雰囲気の醸成である。そのような状態は，「発展のための政治」という陛下の訓令にも繰かえされている社会経済的発展の手段として，ネパールの地区や村落の政治を利用するという，パンチャヤトシステムの基礎的なねらいを満たすだけでなく，より強めるものだといえるだろう。

これらはたしかに非常にすばらしい目標であるが，ネパールの社会の伝統的な性格から多く生ずるところのいくつかの障害にぶつかっている。すなわち，広く開かれた政治過程と政府への人民参加を生み出し発展させていくためには，カーストと民族の多様性，階層的社会構造，対人関係における親族関係の重要性，経済的機会の利用についての差別，地理的・言語的・文化的多様性，広範な文盲の存在，マスメディアの不在等の要素と戦っていかねばならないのである。

私たちのいくつかの分権化の試みが所期の成果をあげられなかったのは，まさにこれらの要素によって制限されたからだと，仮定することができるだろう。したがって，パンチャヤトシステムは村落から国家までの完全な政治構造を提供しているけれども，政策決定に大衆が影響を及ぼし，大衆が参加するという意味での全体的規模の大衆の政治参加は，ただ目的の明確な行動と十分な情報を使った政策決定によってのみ，速やかに達成する

ことができるのである。

パンチャヤトシステムのもう1つの基本的なねらいは，国家の発展のペースを加速するために，人的・物的資源を最大限に動員することにある。財源を生みだすための財政的手段のシステムはすでにできているけれども，余っているマンパワーを農村の自給計画の遂行に回すことを含めて，村落または地区のレベルでなすべきことはまだ多く残っている。地域開発計画への補助金，ジャパとモランクで試されたパンチャヤト開発のための地税，ガウンパラカの国家のキャンペーン，バグマティ地域におけるアダルシャ・パンチャヤト計画，小地域開発計画，およびラスワヌワコット開発計画は，この方向でのいろいろな手段を示すものである。しかしながら，資源をより大きく動員する方法が，国のあらゆる所で効果をあげるように，これらの試みから政策策定のために一般化を行う機関を発達させなければならないのである。この政策というのも，前述した「発展のための政治」の原理の中で示唆されているのである。

要するに，パンチャヤトシステムについての国家レベルの調査研究機関の設置が期待される事情の1つは，ネパールの社会の政治的発展に関係している。ネパールの社会においては，パンチャヤトシステムの下で，より大きくより啓かれた人民の参加を確立し，政治を国家発展のための人的物的資源のより大規模な動員の手段として利用するためには，持続的な努力が必要なのである。

第2の事情は，既存の地域ごとのパンチャヤト開発研修所に関係している。現在，4つの地域ごとのパンチャヤト開発研修所と婦人業務研修センターがあり，いくつかの新しい研修所がすでに設立の準備中である。これらの量的な発展にもかかわらず，これらの研修所の質については，今後に多くの問題が残されている。これまで，諸研修所の間でコースの内容について，統一がなかったばかりか，たいていの場合は，コース内容について何ら定式化されたものがなかったのである。これらの研修所での研究の試みは皆無ではないとしても，非常に小さなものである。したがって，研修

コースは研修生の職責を果たす能力を高めるように調整されるべきだという意見には異論はないけれども，研修コースの準備と研修生の職責や研修の必要性についての認識とを結ぶダイナミックな環が欠けていたために，これまでの間ずっと研修プログラムに関しては暗中模索が続いてきたのである。これらの地域ごとの研修センターの重要な機能の1つは，村落および地区のレベルでの地域開発を推進するための研究を提供し，研究を運営することであるから，地域の政治的発展に貢献する可能性は，どんなに話を小さくしても，実際非常に大きい。

同様に，婦人研修所もまた，婦人の地位の向上とネパール社会の開発への参加の促進に関して大きな貢献をしている。しかしながら，ネパール社会の伝統的な性質のゆえに，社会における婦人の役割は制限されており，開発に関する情報に近づくことも限られている。したがって，これらの事情の下では，婦人のための研修所は，次の2つの問題点に焦点を合わせなければならない — 1つは，有意義な内容をもつ研修所のプログラムの開発であり，他の1つはそのプログラムを実践する方法である。そして，現在および将来の婦人研修所がたゆまず充実していからければならないのも，この両局面なのである。

以上の状況から，地域ごとのパンチャヤト研修所および婦人研修所を前述の分野で援助し，可能性を最大限に生かせるようにするために，中央機関を設立しなければならないことは明らかだろう。したがって，提案されている中央パンチャヤト研修所は，国家レベルで研修研究計画を運営する機関としてだけでなく，中央政府のパンチャヤト研修計画の一般目標を達成するために，地域ごとの機関との密接かつダイナミックな相互関係の下で働く機関としての役割も持つことになるだろう。

2. 中央研修所の企画する目的

a パンチャヤト研究のための国家機関として機能し，パンチャヤトシステムについての研究者や実践者に国家的な論議の場を提供すること。

b　研究を行ない，地域開発過程の強化のためのみならず，政治的発展のためにも政策決定へのインプットを提供すること。

c　パンチャヤト研修のためのすべての地域機関の研修および研究に関する仕事の成果を論ずること。

3.　中央研修所の活動

中央研修所が実行するプログラムや活動の性質は，上述の目的から厳密に導き出される。その主な焦点は，パンチャヤト組織の進歩に貢献し，各階層のパンチャヤトを地域開発および地域行政のための有意義な単位とすることにおかれる。

研修所の主な機能は，本質的には，上記の目的の枠組の中で情報を集め，処理を加え，伝達することである。これらの目的を達成するため，研修所は次のような活動をする。

a　会議，セミナー，研修コース等

b　研究活動

c　パンチャヤトシステムと地域開発に関するプログラムの検討および調整

d　パンチャヤトシステムと地域開発に関する文献の管理および出版

これらの項目の下でいくつかのプロジェクトを行うことができるので，優先順位は毎年度のプログラムを発展させる間に確立できるであろう。しかしながら，中央研修所が今ただちに注意をはらわなければならない活動もある。地域の研修と中央研修所のカリキュラムの開発，計画策定についての村落と地区パンチャヤトの役割の審議と解明，分権化計画などは，この新しく設定されようとしている研修所が直面している問題である。

この研修所の研究活動について言えば，それらが政策および（または）計画の明確な方向づけとなることが予期されている。言いかえれば，この研修所のすべての研究は，一般に，パンチャヤト組織および（または）農村開発に直接の関わりを持たなければならない。この意味において，中央

研修所は，地域開発および政治の分野でパンチャヤトシステムの機能を絶えず改善していく方法を提供する試験所と見ることができるだろう。資料の作成面では，中央研修所は，自らの研修所の教材だけでなく，いろいろな研修所の教材をつくるだろう。また，パンチャヤトシステムやパンチャヤト開発についての定期刊行物を手速く作って発行したり，完備した文書管理センターを運営したりするだろう。現存のビカス・サミティの資料出版所は，必要な職員を調整することによって，仕事を中央研修所に移すことになると思われる。

4. 研修生または参加者の種類

研修生または参加者のレベルの問題に関しては，中央と地域の研修所の間に明確な一線を画する予定である。通常，中央研修所は計画執行および（または）政策定式化において，意思決定者の地位にあるような人々を引受ける。中央研修所の受入れ対象者の例は，州知事（Zonal Commissioners），地区長官（Chief District Officers），地区パンチャヤト会長（District Panchayat Presidents），ラストリヤ・パンチャヤト会員（Rastriya Panchayat Members），パンチャヤト教官（Panchayat Instructors）等である。また，研修所は，トリブファン大学のいろいろのキャンパスでのパンチャヤトについての講義に取り入れるべきものを提供したり，この分野の教育者との間に対話を確立したりするために，いろいろのキャンパスから教授や講師を招いて，研修，セミナー，会議等を行う予定である。さらに，他にもパンチャヤト組織の解明に直接間接にたずさわっている人たちがいるので，研修は，2・3の定常的でない参加者グループのためにセミナーを開くつもりである。そのようなグループには，ネパール外務省職員，軍・警察職員，パンチャヤトに興味をもつ外国の学生・研究者等が含まれる。

5. 組　織　図

研修所は所長（executive director）が統轄し，その下に3つの主要な部 ―すなわち，研修部，研究部，出版部が置かれる予定である。もっとも，これらの部はけっして相互交流のない完全に独立のものと考えられるわけではない。これらに加えて，庶務を担当する課が置かれる。

組織図は次のとおりである。

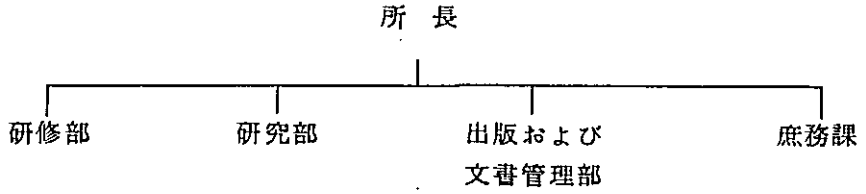

6. 研修所職員任用基準

研修所に人を配置するのは易しいが，有能で適格な人を配置するのは非常に難しいということは経験の立証するところである。したがって，一方では有能な人間が集まるような刺激や魅力を用意しなければならないが，他方では，職員の選択は非常に厳密な基準に基いて行わなければならない。研修所のすべての職員を地域研修所のベテランとする必要はない。他の研修所や研究機関の出身者も同様に歓迎されるべきである。また，すべての職員が即座に採用される必要もない。採用は，研修所の活動が増大するにしたがい，また資格をもった職員の能力が向上するにしたがい，漸時行っていけばよい。

全体の研修計画のための完全な採用方針ができない場合には，中央研修所の上級職員を採用する際に第一に考慮しなければならない資格条件は，学問的名声，専門的評価，研修および研究の経験および，その他の関連した特質である。特別なプロジェクトのためにマンパワーを増強しなければならないときには，日当や特定期間（通常6ヶ月を超えない）の契約で人を雇い仕事を任せることもできる。

研修所職員の評判と専門上の名声は，研修所が尊敬と信望を得るための

カギとなる要素であるから，職員が専門の面で進歩を遂げられる機会はすべて利用できるようにする予定である。

他の地域的研修との関係 ── 各研修所は，時に応じて，研修および研究のすべての面について協議を行うだろう。中央研修所は，助言によって地域の研修所を指導するよう期待されている。すべての研修所の毎年度の計画は，お互いの緊密な協議によって発展させられるだろう。

7. その他の運営基準

a 中央研修所は，ビカス・サミティの監督の下にある研修所のうちの1つとして，機能し，ビカス・サミティが事業日程や予算等を承認する。

b 中央研修所長は，ビカス・サミティのメンバーがその職に就くものとする。

8. 評　　価

研修所の全体的評価は，毎年度末に行われ，その進歩が査定される。この評価に照らして，目的，プログラムおよび組織機構について，さらに必要な変更が加えられる。

資料Ⅲ

地区組織図

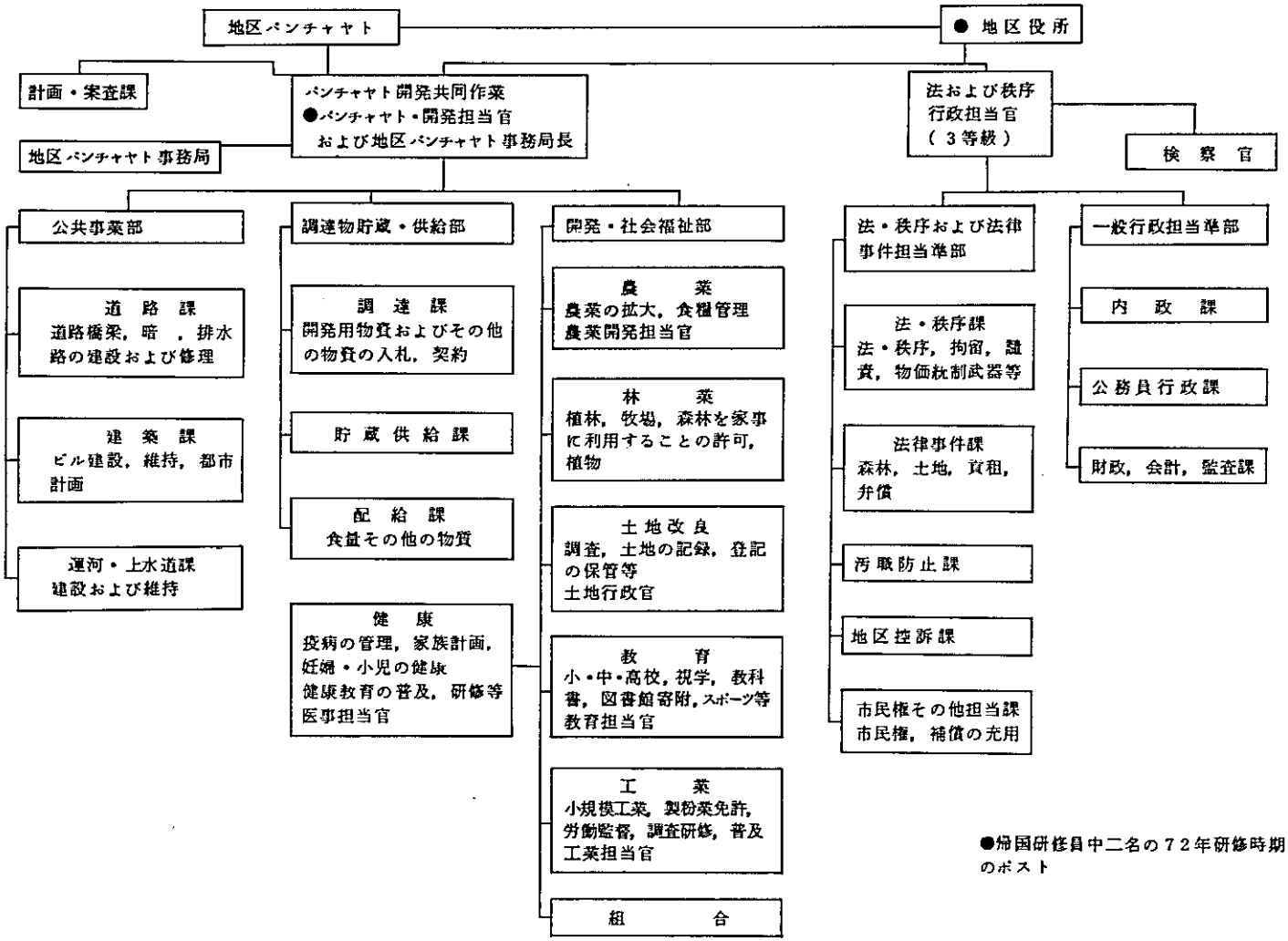

●帰国研修員中二名の72年研修時期当時のポスト

研修部組織図（ネパール政府）

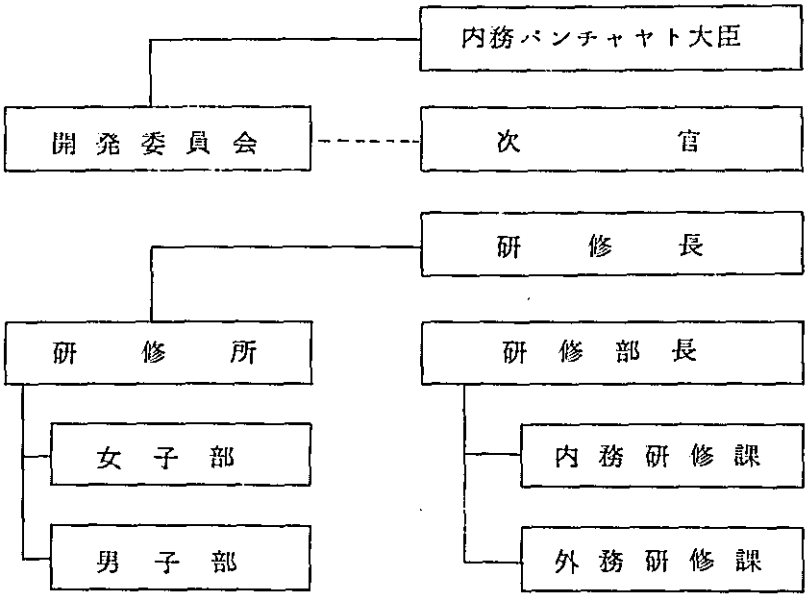

(7) 国家行政コース帰国研修員との面接調査内容

（12月2日(木) 18:00
大使公邸

（12月3日(金)
Administrative Management Departmentにて

ネパールでは，研修員との懇談について，2度にわたり面談する機会を得た。4名の帰国研修員と接したが，その他の帰国研修員は，各々，県知事，副知事となって14ある県（Zone）に配属されていることが確認された。

ネパールに於いても，after Careに対する要望として，資料，特に，行政問題・経済指標に関する文献の送付を希望している。

又，再研修を1週間～2週間東京で開催して欲しい。

日本の近代化論を重点の一つとして欲しい。TICは，種々の国の研

修員が宿泊しており，本コースと相まって，見聞を広め，各国の国民性を理解するのに大いに役立った。今後とも，その意味でＴＩＣはその重要な役割を果すであろう。期間については，９ヶ月位にしては，という意見もあった。

(8) 地方行政コース帰国研修員との面接調査内容

４名中３人に会うことができ，その３名ともクエショネールの回答を得た。１名は現在 Zonal Justice になっていたが会えず，回答も得られなかった。

３名とも，内務省の主要なポストに昇格していることは前述のとおりだが，将来とも研修員としては，派遣時期に District Officer（１等 or ２等級程度）が永くプラスになるのではないかと思った。

彼等の希望のうち期間については１名が５ヶ月（実務研修１ヶ月を含む）程度，その他は最短３ヶ月としており，なお１名は４年毎に１ヶ月位の再研修を希望している。研修の効果については非常に現在の職務に役立っていると高い評価をしていた。

3. マレーシア

(1) マレーシアの行政組織概要

１２月５日カトマンズを出発した飛行機は左にヒマラヤの山々の雪を見ながら一路南下し，インダス河のデルタ地帯を越えるとまもなくビルマに達する。途中ラングーン空港に着陸したときはビルマの竪琴で名高い黄金色の仏塔が一面の緑の中にキラキラとまばゆいばかりに輝いていた。

さらに，バンコックでストップ，オーバーした後，クアラルンプールに向う。K·L空港は近代的なデザインのしゃれた建築であったが，その暑さには驚いた。なにしろその朝までは暖房のきいたカトマンズのホテルにいたのだから。日曜日にもかかわらずＪＩＣＡ，マレーシア事務所の河西所長の出迎えを受けて，その名もエクワトリヤル（赤道）ホテルに投

宿した。

（概　況）

面積は３３万Km²で日本の37万Km²よりやや小さい。そのうち西マレーシヤが13万Km²で残りが東マレーシヤとなる。

国土全体は半島部分を西マレーシヤとよび連邦直轄区のK，Lと１１州に分かれ，ボルネオ島には２州あって東マレーシヤと呼んでいる。西マレーシヤの一般の人々の意識では西マレーシヤのことを殆んど外国に近い感じで，どこか別の異質の地域と思っているとのことであった。

西マレーシヤは南北700Kmあるが，気候は南北でさほどの差はないらしく，季節はhot，hoter，hotest，の三季節しかない。我々の訪問した１２月は最も暮しいいhotの時期であったようであるが，それでも我々は日中戸外を歩くと汗びっしょりとなってやや苦痛であった。なお，雨季と乾季があるが地震も台風もない国である。

人口は1,043万（７０年９月の人口調査，７１年４月発表）。そのうち，西マレーシヤ880万，東マレーシヤ163万となっている。K，Lの人口は70万ある。

人種構成はマラヤ人49％，中国人34％，その他インド人，パキスタン人，西欧人等17％　の多民族国家である。

イスラム教を国教としているが同時に各人の信仰の自由を保証している。大体はマラヤ人はイスラム教，中国人は仏教，インド人はヒンズー教，欧州人はキリスト教と大別できる。

マラヤ人が政治行政を掌握し，中国人が経済の実権を持っているといわれるが，人種問題が国政の中で大きい比重を占めていることは随処にあらわれる。中央の行政機関で会った人はその重要ポストはすべてマラヤ人であった。研修所や地方の行政機関に行ってはじめて，インド人や中国人がある程度のポストについている。このことは，ＪＩＣＡ研修員のみならずすべての海外留学生選定にもあらわれているとのことである。行政におけるマラヤ人優先は一つの国策としてとられているようである。

なお，公用語はマレーシア語であるが，言語の問題としてもフェリーボートのトイレの入口にも，マレー語，英語，中国語，インド語が書かれており，バスの出口の表示も四ヶ国語で書かれていた。この国の人種問題の根の深さと，政治上の重要さを見る思いがした。

（国家の成生）マレーシヤ

7世紀，スマトラの仏教国シュリビジャヤ王朝の支配下におかれていたマレー半島は，13世紀ジャワ島のマジャパヒト王朝（ヒンズー教徒）の支配にかわり，15世紀にいたって半島出身者よりなるマラッカ王朝が成立した。当時イスラム教はアラブ商人を通じてマレー世界に広ろまっており，マラッカ王朝も同教を信仰し，その影響を受けた。重商主義時代の16世紀以降，ポルトガル，オランダにマラッカを占領され王朝の勢力も次第に弱まることとなった。

ポルトガル，オランダに代り英国が18世紀から進出し，1826年，ペナン，マラッカ，シンガポールを植民地とし，1874年ペラ，スランゴールなど4州でマラヤ連邦を構成した。さらに1909年，タイから北部4州の割譲をうけ，ジョホールを加えた5州をマラヤ非連邦と呼称し，これら9州をシンガポール総督府の統治下においた。第2次大戦中の日本軍政をへて，復帰した英国は1948年マラヤ連邦を構成，マレーシアは1955年の総選挙を経て1956年8月新憲法を制定，1957年8月31日英連邦内の独立国となった。

マレーシアの政体は，連邦制立憲国で，君主は5年毎に9州のサルタンから選ばれることになっている。議会は2院制であって，中央政府の行政は17の省によって行なわれ，地方政治は13の州政府によって，分担されている。

（経　済）

米は西マレーシヤ北部4州を主産地として二期作も一部行われているが，自給率は90％である。ゴムは国家経済の支柱であり，G.N.Pの約15％，外貨収入源の30％を占め，ゴム業者に依存して生計を立て

ているもの約300万人で，主産地は西マレーシヤである。石油危機に伴う世界的な景気後退，とくに自動車産業の浮沈に影響を受けたため，現在パーム油の生産に力をそそいでいる。世界最大のパーム油生産輸出国である。また，マレーシヤの原油は東マレーシヤを主産地とし，硫黄分が少なく，生産の７５％は日本等に諭出される。

錫はイポーやＫＬの近郊に上空からいくらでも露天堀を見ることができ，土産品にも多くの製品がある。

製造工業は国内総生産の１６％を占めペナンのプライ工業団地では多数の合弁企業を見ることができた。

地下資源と気候にめぐまれ，これからのこの国の将来は明るいように思われた。なお，国民所得は670$であるが，諸物価から考えて，日本の1/4の生活水準とは考えられない豊さであると思われた。

（国家行政）

マラヤ半島１１州（通称西マレーシヤ）とサラワク州，サバ州（通称東マレーシヤ）の１３州で構成する連邦で，立憲君主国であり，各州は内政自治権を保証され，それぞれ憲法と首長とをもつ。国王，副国王は５年ごとに，サルタンのいる９州の統治者会議で７つの州のサルタンの中から互選される。国王は，サルタンのいないペナン州，マラッカ州，サバ州，サラワク州の首長裁判官の任命権を有し，国会を招集，または解散し，国会を通過した法律を裁可し，三軍を統師し，行政権を持つ。

国会は上下両院からなり，上院は各州議会から２人づつ選出される26人と国王の任命する３２人との計５８人で構成される。下院は西マレーシヤ１１４人，東マレーシヤ４０人の計１５４人の議席で直接普通選挙によって選ばれる。

内閣は国王によって任命される。国王は下院議院の中から首相を任命し，首相の勧告に基き，上下両院議員の中から閣僚を指命する。各省事務が細分化されていて閣僚数は５０名前後もある。

（地方行政）

マレーシヤの地方行政は上述した如く連邦国家であるので各州ごとの自治権は大きく，それぞれ憲法と元首（州長のサルタン）をもち，州内自治権をもっている。連邦政府の内務省地方行政局は共通的事項の立法，指導を行っている。なお外交，軍事，治安，教育は連邦政府の権限である。

従って地方行政で重要な部分を占める教育，警察は連邦政府が完全に掌握しており，州政府はその他の行政を行うこととなる。

１２月７日夕方ペナンに行って翌日，さいわいにも，ペナン州で地方行政の実体をきわめて僅かの時間だが聞くことが出来たので以下参考までに略記する。

ペナン州行政庁では the State Secretary 州庁次官 Datuk Mohamed bin Yeop Ahdul Raof に表敬訪問をした後，記者会見があり，その後経済担当の部長から行政組織の内容説明を受けた。

(2) The Public Service Commission －人事委員会－

今回訪問した国のうち，最も業務範囲の狭い人事委員会であって公務員の採用試験のほか，分限に関する業務を所管している。マレーシアにおいては当委員会のほか５つの人事委員会があり，司法，鉄道，警察，軍，教育関係業務に従事する職員の人事管理を行っている。従って当委員会は一般職の公務員を対象とする人事委員会とみて差し支えなかろう。事務局は２部，２地方事務所（サバ，サラワク）からなり，職員数は２２９名である。

(3) National Institute of Public Administration －公務員研修所，INTAN－

マレーシアにおける行政官の系統的研修は，コロンボプランによるニ

ュージーランド政府の援助で1963年9月に設立された政府職員研修所において最初行われた。その後行政の発展と共に高度の研修が要望されるに至り再編成されて現在の公務員研修所が1972年9月設立された。職員60名でもって9つの研修を実施している。合宿研修と通勤研修とがあり1973年の実績は次のとおりである。

	コース数	研修員数	研修課目
合宿研修	25	773名	マネジメント一般
通勤研修	100	2,380	監督者及び書記業務

このほか実務研修セミナーとして，人事管理，財政，調達，管理者教育，土地管理，農業及び地域開発などのコースがある。

当研修所の主体業務は研修の実施，調査研究及びコンサルタント業務であり，次の組織でもって遂行されている。

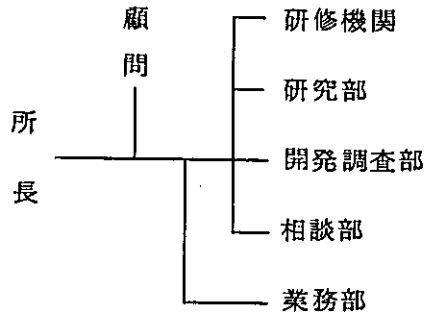

当研修所は人事局に属する機関であるが，国の教育研修重視の方針に沿って現在意欲的にキャンパスの拡大に取り組んでおり，将来の発展が大いに期待されると思われる。

(4) ペナン州行政の概要およびパタワース郡行政について

マレーシア

13州の連邦であり，半島部に11州，東部に2州がある。ペナンは半島部の州の1つである。

ペナン

この州は，

① ペナン島　110平方マイル

② ウェルズリー県（Province）　290平方マイル

からなる。

基本事項

州　長　－H. E Tun Datuk Sardon bin Haji Jubir（註　ペナン，マラッカ，サバサラワクの4州にはサルタンがいないので国王が州の首長又は元首を任命する）

首　相　－Hon'ble Dr. Lim Chong Eu（選挙による）

州議会議長－Hon'ble Datuk Haji Harun bin Sirat（　〃　）

与　党　－ナショナル・フロント（NF）

州議会

27人の選出議員からなる。現在は，ナショナル・フロント26名，独立党1名である。

州議会は，州の最高政策決定機関である。

執行理事会（州内閣）

首相を含む8人の州議会議員（上記27名のうちの）と州務長官，法律顧問，土地鉱業長官という4人の政府職員から成る。（職員以外の専門家を含む議院制内閣と考えられるがそれぞれ政務職である）

州行政

行政は，州職員の長である州務長官によって主宰される。長官は一群の州次官によって補佐されるが，これらの次官はそれぞれ特別の分野について責任を負っている。（州が必要と考えた場合彼等が実質的に大臣であり，又，日本の県と考えた場合は各部長にあたる政務職ではなく行政官である）

地方政府

2つの地方政府がある。（これをそれぞれ県と考えることもできる）

(i)　ペナン島全体を所轄するもの

(ii) ウェルズリー県を所轄するもの

各地方政府は，議長とペナン島およびウェルズリー県に任命された34人（任期2年）のメンバーから成る委員会によって統轄される。このメンバーを任命する委員会は，議長と37人の任命されたメンバーから成る。

郡（District）行政

ペナンは5郡区に分けられるが，そのうち3郡がペナン島の対岸にある本土のウェルズリー県にあり，2郡がペナン島にある。

各郡の長は，郡長官（District Officer）と呼ばれる公務員だが，これは州行政府の直接指揮下にある。（任命（官選）郡長に当る）

（以上，ペナン州は二つの地方政府とその下に5つのDistrict をもつStateである）

その5つのDistrict のうちのバターワースDistrictのOfficeをたずねDistrict 行政の内容を聞く機会を持った。District Officer(郡長官）はインド人系であり，3人のAssistant District Officer（部長に当るポストで二等級行政官）がいて第一部長は連邦政府派遣の警察官僚であり，他の一人は女性であった。その他10名位の幹部全員を集めて行政内容を説明していただいた。

Butterworth Districtの行政

郡長官（District Officer）の機能は次のとおりである。

① 国民と政府の間の最も効果的な協力を生みだすことおよび福祉（good-will)，安全，コミュニティ開発を通じての政府各部と他の政府機関との調整を行うことに関し，リーダーシップを発揮すること

② 州および連邦政府の政策の執行

③ 郡レベルでの開発プログラムのプランニング・調整を行い，実施すること

④ 州および連邦の法律の要請するところを実施し，執行すること

1. 総　務

地域（Land）の収入の徴収者でもある郡長官は，郡及び地域内の役所の効率的運営に関して責任を負っている。

2. 収入の徴収

認可等に関して徴収されるすべての収入の徴収及び経理に関して責任を負う。

3. 委員会事務

福祉委員会，運輸審議会，災害救助委員会，洪水対策委員会，儀典委員会，保安委員会，ルクン・テタンガ（Rukun Tetangga），ペマダム（Pemadam，麻薬取締），青年委員会，ゴトン・ロヨン（Gotong Royong）委員会等の議長となる等，政府機関及びボランタリー組織を指導し，補佐する。

4. 開発計画の執行

承認を得たプロジェクトを成功裡に遂行し，地域開発計画のための新しいプロジェクトについて提案を（議会のメンバーに）提出する責任を負っている。

5. 法定の機能及び司法的機能

連邦及び州の法律によって要求される職務の執行。例えば，結婚登録人（Civil and Registration），1958年の劇場及び公共娯楽施設法に基づく認可権者（劇場ナイトクラブ，娯楽街，ビリヤード場，路傍のWayand Cina），5つの統制項目に係る許認可物の統制者，及び計量監督者等である。

6. 補助事務

他の政府各部のための職務を遂行する。例えば，奨学金の応募書類へのサイン，S．P．A．I様式の書類の提出，7つの低経費住宅計画の月賦払金の徴収，国際パスポートに関する書類の提出，選挙監督官としての仕事，クアラルンプールのKementerianの年金（陸軍年金）受給者への年金の支払い，クダのBendahari Negeriの年金（Alor

Star 年金）受給者への年金の支払，クアラルンプールのJabatan Perkhidmatan Awam の年金（諸年金）の支払，および公共信託（Public Trustee ）からの受給者への支払ならびにクダの林野部（Forest Department）のための収入の受取。

郡の役所には，3人の部長（Assistant District Officer）と28人のスタッフがいる。

郡長官は，名誉ある1等級行政官でもあるが，部長は，2等級行政官として官報に掲載される。（研修生はたいてい Assistant District Officer が派遣され帰国後，他の District の1等級 Officer となっている。）

仕事量

1. 受領した活動費の額	196,980ドル（59,094千円）
2. 送受した手紙の数	21,500通
3. 劇場及び公共娯楽施設法（1958年）に基づく認可の件数	583件
4. 統制項目に関する許可の件数	651件
5. 養子縁組証明（Adoption Certificate）件数	30件
6. 結婚認可件数	357件
7. 林野部のために受け取った支払の件数	150件
8. 出席した儀式の数	150件
9. Kementerian Pertahanan, Jabatan Perkhidmatan Awam,公共信託，クアラルンプール及びクダの金庫からの年金をこの役所から受け取った人の数	1,200人
10. 登録しチェックを受けた選挙人の数	33,000人
11. 受け取り，手続を取り，決裁した奨学金応募書類の件数	1,250件

上記は，仕事量の概要にすぎない。とのことであった。

以上，マレーシアの地方行政のうち我々一行が現地におとづれたところの概要は上述のようなものでした。何分にも時間の配分が悪く，充分に実状を聞くこともできなかったので概略をもって報告に替えます。

(5) 国家行政コース帰国研修員との面接調査内容

12月6日(月)　午後2時

The Public Service Department

- 宿舎について，TICはバスRoom が各部屋にないので不便した。
- TICには，英文雑誌が少ない。
- 研修員の年令については，30 ～ 45 才位が適当ではないかとの意見があった。

  又，期間については，3ヶ月で丁度よいとのことであった。この辺りの事情は，タイのそれとよく似ていると考えられる。
- On－the－Spot－Studyは非常に有益であった。
- 又，3ヶ月に共通の要望があるが，6年程度過ぎたところで再研修コースを実施して欲しい。そして，その後，得た経験等を話し合い，研修効果を更に大きなものとしたい。つまり，研修コースを2度位，年数にして10年位を一つのunit にして，実施して欲しいとのことであった。各国で推移してゆく政治・行政・経済等の問題を長い期間の中で，解決し，啓発し合ってゆきたいとのことである。
- Case－Study に対するとり組み方，解決方法といった点で，講議，discussion が少なく，総花的な印象も受けた。

  また，研修員から非常に興味ある，且つ重要な発言があった。

  それは，本コースの設立の目的は何か，（何故，このコースの設置を試みたか）又，コース運営に関して，所期の目的を達成しているかというものであった。

  具体的には，カリキュラムの内容等からみて，このコースは，何を目的としているか判断し難い，とのことであった。

たまたま，閉会のまぎわになって，発言があり，次のスケジュールにかかるために中断せざるを得なかったが，この問題が，非常に重要であると思われるのは，我が国の技術協力の在り方，進め方，即ち理念・哲学の分野にたち帰って見通す必要を迫まられていると考えられるからである。

(6) 地方行政コース帰国研修員との面接調査内容

マレーシヤでは地方分権色の強いこともあって，帰国研修員がK．Lの近くに少なく2名しか会うことができず，クエショネールの回収も二通にとどまったが，研修を受けたこと自体に対する評価は高く，二名とも研修時にはAssistant District Officer（郡における郡長にあたるポストー郡の部長の数は3～4人）であったものが，それぞれ勤務地は移っているが郡長官（District Officer）になっているため，地方税，土地改良，地方財政，地域開発，地域計画等の彼等の日常の行政に極めて有益であるとしている。ことにK．J法やディスカッション法による授業が毎日の仕事に使えるとのことである。

期間については3ヶ月は短かすぎるとし，5ヶ月と6ヶ月との希望をそれぞれ述べている。カリキュラムの内容については，開発プロジェクトの計画に重点を置くこと，政策科学の分野を取り入れること等を提案している。

なお，三・四年に一回の再研修コースを両名とも希望している。

以上，二人にしか会えなかったけれど，彼等の希望する項目については今後，研修実施機関で積極的に吸収していくこととする。

資料 Ⅳ

郡役所組織図（ジェレブ）その1

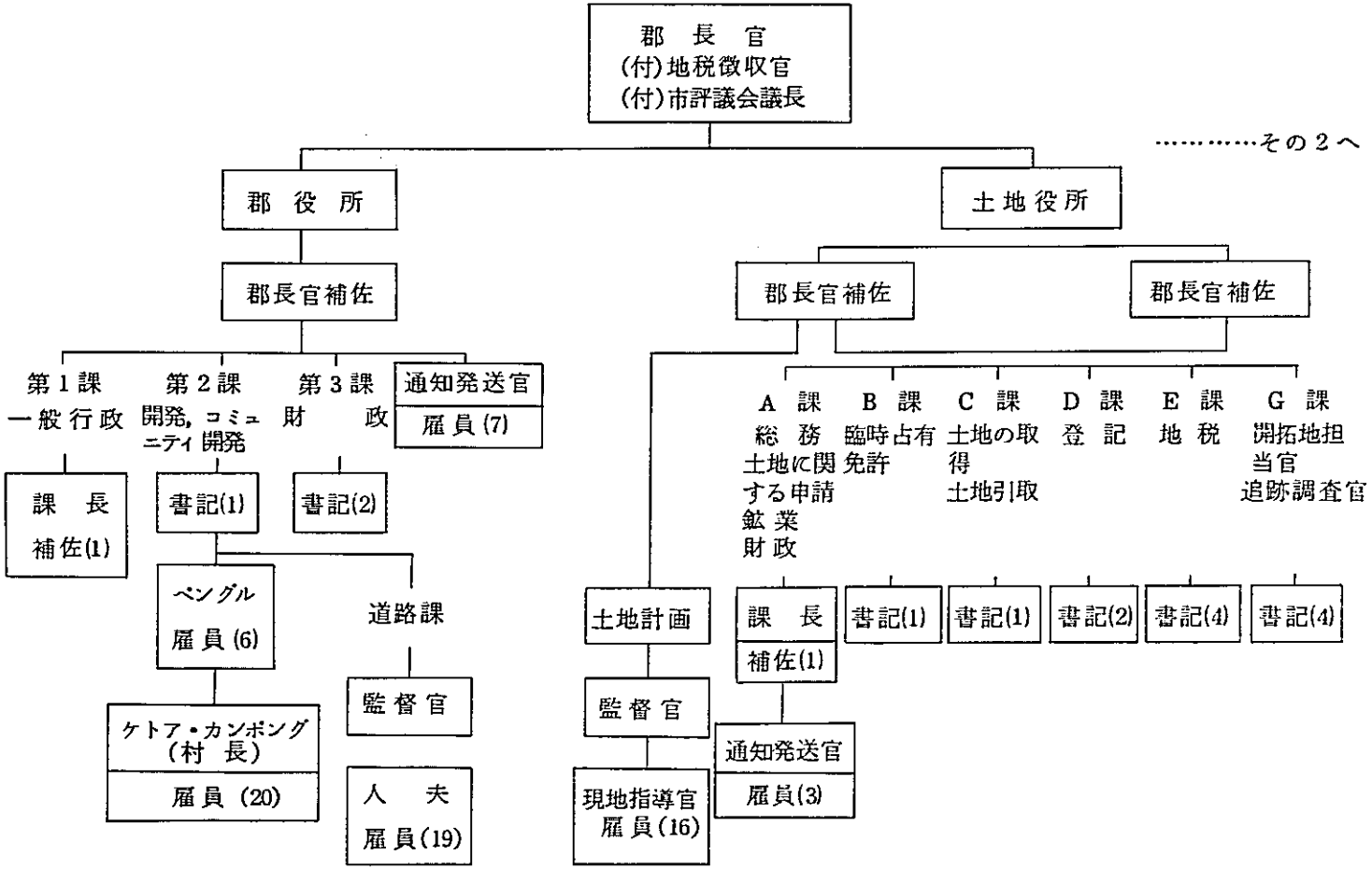

郡役所組織図（ジェレブ）その2

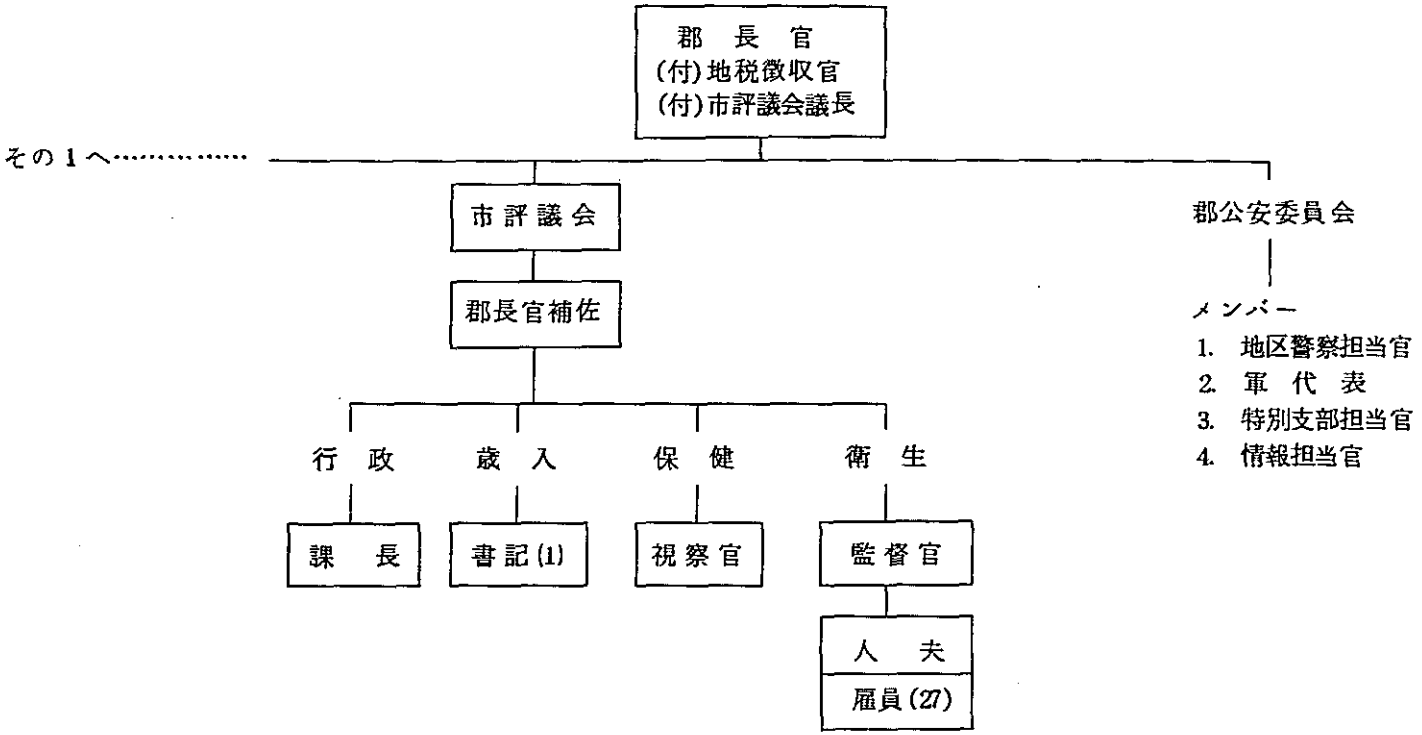

〔附　表〕　　国別調査状況

	コース名	帰国研修員数	質問書回収数	面接者数	非面接者数	
					所在確認数	所在未確認数
タイ	国家行政	6	3	2	2	2
	地方行政	13	2	4	2	7
	小計	19	5	6	4	9
ネパール	国家行政	8	5	4	4	0
	地方行政	4	3	3	1	0
	小計	12	8	7	5	0
マレーシア	国家行政	7	3	4	0	3
	地方行政	10	1	2	1	7
	小計	17	4	6	1	10
合計		48	17	19	10	19

第３章　研修員受入事業およびフォローアップ事業の問題点と今後の在り方について

本巡回指導班の調査対象国は，アジア地域３ヶ国であるため，本章で指摘する問題点・課題が必ずしも，全ての国の帰国研修員に共通するということにはならないかも知れないが，出来るだけ客観性をもたせるよう留意した。

1.　研修員受入事業の問題点と課題について

タイ・ネパール・マレーシア３ヶ国を通じて，約２０名の帰国研修員と面談し，各々の日本に対する評価を聴取したが，共通して言えることは，日本の行政組織を日本で学べたことは非常に貴重な経験であったと言うことである。ただ，個々の問題に入ってゆくと，研修員の評価も千差万別であり，こうした研修員受入事業の困難さを痛感する。

ことに，行政の分野では，なおさらである。機械技術等の移転も勿論それなりの苦労はあるはずであるが，行政等の場合は，最後的には，内政干渉という犯し難い壁があり，カリキュラムの編成，或いは，カントリーレポートの提出についても，困難さがつきまとう。

次に，参加研修員の学力の程度に差があるという点であるが，これは，資格要件を厳しくするということで解決できそうである。ただ，しかし，そうすると応募者が減ることも考えられる。

国家行政・地方行政コースにおいても，他のコースと同様に，そのコース運営に関して，焦点をどこに設けるかという問題があり，常に紛糾するところである。

参加国の体制の違い，つまり，政治・経済・社会制度の違いおよび経済発展の差違によって，コースに期待するものが必然的に変わってくるのは当然のことである。そして，第２章第３節の(5)，で述べたように，国家行政コースについては，本コース設置の目的と，ポイントが何であるのか，という質問が出されたくらい，焦点の合わせ方には苦労がつきまとうのであ

る。

今後，こうした点を改善してゆくためには，プログラム編成にあたって割当国の行政組織・機構等をはじめとする，各国事情の事前の十分な研究が必要とされるであろう。

そして，同時に実地研修（on-the-spot-study）の受け入れ体制の強化・充実を計ることが必要と考えられる。

本コースは約3ケ月半くらいの期間であるが，そのうちon-the-spot-studyにあてられるのは1週間足らずである。1週間という期間もさることながら，行政諸官庁の受入れ体制の不備は大いに指摘されるべきであるかも知れない。

一般に講義で総論的に知識を得た後，個々に違ったバック・グラウンドを持つ研修員が，各々の興味と，関心と問題点をもって個別研究すべく，各省庁に出向いても，十分な内容となってこない場合がある。これらは，各省庁の担当官の問題であるというよりは，大きく捉えればむしろ我が国政府の，経済技術協力に対する理念の欠落から派生する問題ではないかと考えられる。

最後に，給費条件と研修施設についてであるが，これについても，研修員の生活水準によって大きく左右され，また，人は常により快適な生活を望むものであるとすれば，彼等の希望を全て取り入れる必要はないだろう。

実際，ある研修員は，現行の滞在費で十分であるとしている。もっとも，研修という機会を最大限利用し，精力的に『日本』に接し，学びとろうとするものには，現行の滞在費では少ないかも知れない。そして，現状では，大半の研修員は，滞在費の増額を希望している。これらも，ＪＩＣＡが，『研修』ないしは『技術協力』をどう位置づけ，対処しようとするかにかかってくる問題であると考えられる。

次に，研修施設の点であるが，訓練施設に対しては，概ね，どの研修員も満足しているが，宿泊施設に対しては，若干の問題があるように思われた。それは，国家行政・地方行政の両コースの研修員は，時として，各国の本省の課長以上局長クラスの人々が来日するが，ＴＩＣでは，そうした

人々も，大卒間もない若年層も同じ研修員という名前で同居しなければならない現状に，本コースの一部研修員は不満をいだいているようであった。

もっとも，ネパールの研修員からは，ＴＩＣのような宿舎は，各国の研修員を通して，各々その国柄がうかがえるということで，非常に興味深く，今後とも，ＴＩＣのスタイルが望ましいということであった。

2. フォローアップ事業の問題点と課題について

今回の巡回指導を通して痛切に感じたことは，帰国研修員の動静が正確にとらえられていないという点である。本巡回指導班も例にもれず，帰国研修員の現状を把握しておらず，訪問はしたものの，どこから何人が参加してくれるのか，はなはだ心もとなく思ったものである。

もっとも，これについては，出発前の準備不足によるところが大であったのだが，それにしても，帰国研修員に関するデーターは，来日時のNomination Formだけでその後の追跡調査はなされていないのが現状である。

帰国研修員と接して感じたことであるが，最近帰国した研修員よりも，ずっと以前に参加した研修員の方が概して多くの想い出をもっているように思えた。国家行政コースの丁度１０年前に来日したマレーシアのMr. Rozhan Bin Haji Kuntomに至っては，『研修時の思い出は，昨日のように思える……』と，ＴＩＣの事や，研修旅行時，広島の平和記念館で見た原爆の恐しさ，そして講師の方々についての数々の想い出を懐かしそうに語り，伊藤ゆかりの『小指の想い出』を正確に，しかし，しみじみとうたい上げたのである。勿論，年月が経ち，懐古趣味が働くのかも知れないが，それにしても，最近帰国した研修員との間には，日本或いは，研修に対するイメージに差が出ているように思われた。

次に，各国共通して要望があったのであるが，帰国後，研修実施機関・ＪＩＣＡから，出来るだけ多くの資料を送って欲しいとのことである。たまたま見かけたのであるが，昨年の４月頃送付されたＪＩＣＡ発行の「KENSHU-IN」誌を，大事そうに持っている研修員がいたのである。

東京にいる我々日本人には，さほど重要な意味を持たないものでも，彼等にとっては，非常に重要な物のようである。

以上，記した問題点を解決し，更に深い友好関係を期待するには，本格的なフォローアップ専管のセクションが必要と考えられる。

今後，更に増加してくる帰国研修員とのつながりは，もっと重視されるべきであろう。

QUESTIONAIRE (PERSONAL)

Please reply the following questions.

*Course

*Name

*Year of your attendance

*Home Address

1. Could you describe the positions held between the time you attended the Group Training Course 1 and the present time 2 ?

Job title	Job description
(1)	
(2)	

Address of your present office:

2. The organizational chart of your office, starting from a section at the lowest level

3. Could you frankly evaluate the course in terms of its impact on your work after your attendance ?

4. Do you have any proposal on the Group Training Course ?

   (1) the duration and time:

(2) curriculum and contents:

(3) facilities of the training:

(4) other comments:

5. Could you describe the possible role of Training Institute in assisting national / Local government administration in your country (if any) ?

6. Do you have any requests to J. I. C. A. or Training Institute conerning following up the courses ?

Signature _____

国家行政集団研修コース参加者名簿

（タ　イ）

（参加年度）	（氏　名）	（職名及び Office）
1969	Tien Tanmatip	Deputy Director of Examination & Teaching Div. Office of the Civil Service Commission Pissanuloke Road, Bangkok Thailand
1970	Chakra Hansakul	Office of the Undersecretary, Prime Minister Office, Government House, Bangkok
1971	Prakit Uttamot	Deputy Governor, Chandaburi Province, Thailand
1972	Nongnath Meeprasert	Colombo Plan Div., DTEC Bangkok 1 Thailand
1974	Pirapat Satyapan	Deputy Director of Local Affairs Division, Department of Local Administration, Ministry of Interior
1975	Raewat Kanittasut	Policy and Planning Analyst & Chief of Information Section, Information and Foreign Affairs Div. Office of the Undersecretary of state for Interior Ministry of Interior Thailand

（ネパール）

1967	Laxman Bikram Bhandari	Senepa Lalitpur, Nepal
1968	Krishna Prasad Pradhan	Under Secretary, 6/62 New road Kathmandu
1969	Madhav Lal Tabadar	Under Secretary, Home Punchayat Ministry Singh Darbar, Kathmandu
1970	Madan Man Amatya	Administrative Management Department, Singh Durbar, Kathmandu

（参加年度）	（氏　　名）	（職名及び　Office）
1971	Iswory Prasad Rajbhandari	Under Secretary, Ministry of Industry and Commerce, Singhdarbar, Kathmandu
1972	Krishna Prasad Adhikari	Cabinet Secretariat, Singha Durbar Kathmandu
1974	Rabati Remananands Shrestha	Under Secretary, Cabinet Secretariat, Coordination Division, Singh Durkar, Kathmandu
1975	Mohan Raj Sharma	Under Secretary, Administrative Management Dept. Harihar Bhawan, Pulchok, Kathmandu

（マレイシア）

1967	Rozhan Bin Haji Kuntom	State Development officer Sabah No. 4, Road, 16/4, Petaling Jaya Selangor, MALAYSIA
1968	Mohamad Bin Anas	Principal Assistant Secretary Ministry of Home affairs (Finance & Administration) 2947, Bukit Guillemard, K. Lumpar, Selangor, MALAYSIA
1968	Yaakub Bin Abdul Hamid	Ministry of Defence, Central Administration Division Kualalumpur, Malaysia
1970	Ahmad Bin Mahfuz Ali	Government Secretariat, State of Perlis, Malaysia
1971	Abdul Rahim Bin Mohd Zain	Senior Training officer Government staff Training Center Jalan Elmu, Petaling Jaya, Malaysia
1972	Tunku Yusoff B. Tunku Md. Jewa	District officer State Secretariat District office Sik, Kedah, Malaysia

（参加年度）	（氏　　名）	（職名及び　Office）
1975	Noraini Mohd. Top	Assistant Director Public Services Department 13th Floor, United Malayan Banking Corporation Bldg. Jalan Sulaiman Kualalumpur, Selangor, Malaysia

地方行政集団研修コース参加者名簿

（マレーシア）

（参加年度）（期間）	（氏　名）（職名及び Office）
1966 (1966.9.18 ～12.22)	Mohamed Ali Bin Yusof Assistant Secretary of Pahang State
1967 (1967.9.1 ～11.30)	Syed Harum Bin Syed Hashim Aljafree Secretary of the Town Council of Alor Star, Kedah State 231, Jalan Mahkota, Barar Bata, Alor Star, Kedah
1968 (1969.1.20 ～4.19)	Ghazali Bin Ahmad Head State Land Settlement Scheme, Kelantan P. W. D. 44, Jalan Pejabat Jajahan Tenah Merah, Kelantan
1968 (1969.1.20 ～4.19)	Ghazali Bin Mohd Noor District Officer, Sabak Bernam, Selangor
1969 (1970.1.19 ～4.18)	Mohamed Nawawi Bin Mahmood Federal Religions Council, Kuala Lumpur
1969 (1970.1.19 ～4.18)	Ismail Bin Abdur Kadir District Officer, Head of Department J. K. R. 655, Telok Datok, Banting, Selangor, West Malaysia
1970 (1971.1.10 ～4.9)	Wan Mohd Noor Bin Endut Chairman, Town Council, Kuala Trengganc No. 299, Loroug Kapas, Gong Kapas, Kuala Trenggnu, Trengganu
1971 (1972.3.6 ～6.5)	Mohd Dhany Bin Mohamed Secretary Town Council, Kuantan, Pahang E-1564. Jalan Dato Wong Ah Jang, Kuantan, Pahang
1973 (1974.3.4 ～6.3)	Mustapha Bin Sa'ad District Office, Kelang, Selangor, West Malaysia 350, Jalan Kota, Kelang, Selangor, West Malaysia
1975 (1976.3.18 ～6.17)	Misran Jamain Lecturer of National Institute of Public Administration No. 10, Jalan Bukit (11/2), Petaling Jaya, Selangor

（ネパール）

（参加年度）（期間）	（氏　名）	（職名及び Office）
1966 (1966.9.18 ～12.22)	Hari Govind Singh Pradhan	Under-Secretary, Ministry of Law and Justice
1970 (1971.1.10 ～4.9)	Kedar Nidhi Tewari	Under Secretary, (Assistant to Secretary), Ministry of Home Pachayat Affairs 20/38 Kamal Pokhari, Kathmandu
1971 (1972.3.6 ～6.5)	Ram Raj Pant	Chief District Officer, Ministry of Home and Panchayat, His Majesty's Government of Nepal 15/184 Naya Bazar, Kathmandu
1972 (1972.9.26 ～12.20)	Luxman Bahadur Basnet	Home and Panchayat Ministry, His Majesty's Government of Nepal 4/173 Humad Tole Kathmandu

（タイ）

1964 (1964.10.1 ～12.26)	Somkane Hongladarom	First Grade Officer, Investigation Division, Customs Department, Bangkok
1965 (1965.9.10 ～12.22)	Chayathad Sandarapipith	Governor City Hall, The Province of Yosotorn
1966 (1966.9.18 ～12.22)	Sunan Khanasa	Died.
1966 (1966.9.18 ～12.22)	Surachai Supapodok	Lecturer, National Institute of Development Administration
1967 (1967.9.1 ～11.30)	Wanchai Boonyasuratna	Chief of Civil Service in the Songkhla Municipality Office 187 Ramwitee Road, Sougkhla
1968 (1969.1.20 ～4.19)	Pisit Suebma	First Grade City Clark of Phuket Municipality 52/1 Narritsorn Road, Phuket

（参加年度）（期間）	（氏　名）	（職名及び　Office）
1968 (1969.1.20 ～4.19)	Sahas Pintusanee	Chief Clerk of Nakorn Pathom Province Nakoru Pathom
1969 (1970.1.19 ～4.18)	Kamron Booncherd	Administrative Division, Department of Local Administration, Ministry of Interior, Bangkok 23/23 Soisrinamngern, Pracharat Rd., Bangsue, Dusit District, Bangkok
1969 (1970.1.19 ～4.18)	Maitri Boonna	Attach to Local Administration Department, Nail Amphae Academy Thanyaburi District Prathumtani Province
1970 (1971.1.10 ～4.9)	Pool Sak Sattayanuraks	District Officer of Banbung, Cholburi Province 159/1 Soi Mahadleg II, Rajdamri Rd., Bangkok
1973 (1974.3.4 ～6.3)	Prassert Siripol	Chief of The Organization & Methods Section Department of Local Administration, Ministry of Interior, Bangkok 69/1 Sodpinson (Rangnom) Lane, Bangkok
1973 (1974.3.4 ～6.3)	Yongyoot Wichaidit	Town Clerk, Banpong Municipality, Ratchaburi Province 193/39 Ban Dontoom Road, Banpong, Ratchaburi Province
1974 (1974.9.16 ～12.15)	Ruangchai Chongsa-Nguan	Department of Local Administration, The Ministry of Interior Bangkok 127 Soi-Yod-Ying, Ram-In-Tra Rd., Bangkhen, Bangkok

〔あとがき〕

- 本巡回指導班は，昨年１２月１０日，予定通り，３名無事に帰国しました。本チームが無事，その業務を終えることが出来たことについて，御協力を賜った関係各位に深甚の謝意を表する次第であります。
- 第２章第１節(5)で述べた，タイ国スラタニー県副知事Mr. Somsakについては，その後，１月２９(土）の毎日新聞夕刊の報ずるところによれば，タイ南部の共産ゲリラ掃討に係るジャングル地帯の視察に出た際，ジャングルからのゲリラの射撃にあい，同副知事は，１２月２２日死亡した。

  我々指導班メンバーは，たまたま，ハチャイ市を訪れた時，サミラーホテルで知り合い，お互いに歌をうたい，夜更けまで飲みあかし，再会を期して別れたのだが，不帰の人となった。声のよく響く非常に印象的な人物であった。

  ここに，ソムサック副知事のご冥福を祈りたい。
- 帰国して約３ヶ月が経ち，やっと報告書の完成をみた。

  長時間を費やし，研修事業部研修第二課の皆さんにご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げたい。
- 本報告書は，全体として，文体にばらつきが若干あるが，３名が各々の分野を担当したためである。

  国家行政関係は池田が，地方行政関係は広田が，その他は西端が担当した。